

区連会 資料 4-4

旭区連会3月定例会資料
令和5年3月17日
旭区総務課

各位

旭区総務課長

旭区防災計画「風水害等対策編」2022の発行について（通知）

このたび、横浜市防災計画「風水害等対策編」の修正に伴い、旭区防災計画「風水害等対策編」の修正を行い、冊子として発行しました。

当冊子は、防災関係機関・団体の皆様にお配りしますので、今後の防災対策に活用されますようお願い申し上げます。

【主な修正点】

(1) 避難情報の名称変更

修正前	修正後
避難準備、高齢者等避難開始	高齢者等避難
避難勧告、避難指示（緊急）	避難指示
災害発生情報	緊急安全確保

(2) 罹災証明書発行業務の変更

令和2年度から、火災を除く災害の罹災証明書を区で発行することとなったため、内容を修正しました。

(3) その他

市計画に合わせ、文言等を修正しました。

担当：旭区総務課危機管理・地域防災担当

中畑、猪子、霜、松浦

電話：954-6007

旭区防災計画

風水害等対策編

2 0 2 2



横浜市旭区 令和5年3月 改訂

目次

【第1部 総則】

第1章 旭区防災計画の目的	1
第2章 旭区の概況	
第1節 自然的条件	1
第2節 社会状況	1
第3章 旭区の災害想定	
第1節 災害の種別	2
第2節 災害の規模	2

【第2部 災害予防計画】

第1章 風水害に強い都市づくりの推進	
第1節 水害予防対策	3
第2節 土砂災害予防対策	4
第3節 風害予防対策	5
第2章 旭区の災害警戒区域	
第1節 浸水想定区域	6
第2節 ハザードマップ	6
第3章 防災力強化の取組	
第1節 情報収集・伝達体制、システム等の整備	7
第2節 警戒避難体制の整備	9
第3節 風水害対策用資材	11
第4章 避難場所の指定	
第1節 指定緊急避難場所の指定	13
第2節 指定避難所の指定	13
第3節 その他の避難場所	13
第5章 災害に強い人づくり	
第1節 「自助」「共助」「公助」による減災	14
第2節 防災意識の高揚	14
第6章 災害に強い地域づくり	
第1節 旭区災害対策連絡協議会の設置	18
第2節 自主防災組織の強化	18
第3節 要援護者対策	19
第4節 浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者施設の防災対策の推進	22
第5節 事業所等の防災活動の促進	23

【第3部 応急対策】

第1章 応急活動基本方針	24
第2章 防災組織体制	25
第3章 災害対策本部等の設置	
第1節 区河川安全対策警戒体制の確立	26
第2節 区災害対策警戒本部の設置	26
第3節 区災害対策本部の設置	30
第4節 区本部の組織・運営	30
第4章 職員の配置・動員	
第1節 職員の配備体制	38
第2節 職員の動員体制	39
第5章 情報の収集と伝達	
第1節 情報受伝達方針	41
第2節 気象庁の行う気象等予報・警報	41
第3節 気象庁以外からの情報	45
第4節 土砂災害警戒情報の受伝達	45
第5節 水防情報の受伝達	46
第6節 災害情報の受伝達	48
第7節 被害情報の受伝達	49
第8節 運営及び活動情報の受伝達	49
第9節 広報活動	50
第10節 広聴活動	50
第6章 水防活動	
第1節 水防活動の内容	52
第2節 水防活動の業務分担	52
第7章 土砂災害応急対策	
第1節 早期の避難対策	54
第2節 二次災害防止策	54
第3節 施設の緊急復旧（本市の管理施設）	55
第8章 避難と受入れ	
第1節 避難行動の考え方	56
第2節 避難指示等	56
第3節 警戒区域の設定及び立ち退き	58
第4節 避難場所の開設・運営	58
第5節 被災者の受入れ	59
第9章 帰宅困難者対策	
第1節 区本部避難者・駅対応班の設置	61
第2節 一時滞在施設等の開設・運営	61
第10章 救援・救護・区民生活の安定	
第1節 物資の供給	62
第2節 備蓄物資で不足する場合の食料の調達	62

第11章 災害医療		
第1節 医療救護活動	63
第2節 保健衛生活動	63
第3節 医薬品等の備蓄及び調達等	63
第12章 ごみ・し尿		
第1節 ごみ処理	64
第2節 し尿処理	64
第13章 行方不明者の捜索・遺体の取扱い		
第1節 行方不明者の把握	65
第2節 遺体の取扱い	65
第14章 災害ボランティア活動		
第1節 区災害ボランティアセンターの設置	69
第2節 区災害ボランティアセンターの役割	69
第3節 ボランティア活動時の保険	69
第15章 雪害対策		
第1節 想定される災害	70
第2節 応急対策	70

【第4部 災害復旧と復興事業】

第1章 被災者の生活援護		
第1節 生活相談等	74
第2節 被害認定調査と罹災証明	74
第3節 市民税の減免等	75

【第5部 火山災害対策】

第1章 被害の予測		
第1節 火山の噴火による影響	76
第2節 降灰予測	77
第3節 火山灰による被害	78
第2章 災害予防		
第1節 火山情報の伝達体制	82
第3章 応急・復旧対策		
第1節 災害対策本部等の設置	88
第2節 庁舎等の保全・機能確保	92
第3節 情報の収集・伝達	92
第4節 避難	95
第5節 救援・救護・区民生活の安定	95
第6節 火山灰の収集及び処分等	96

【第6部 関連資料】

資料1 環境創造局雨量監視システム (レインアイよこはま)	99
資料2 横浜市水防災システム (河川水位情報等の提供)	100
資料3 消防局雨量情報	101

資料4	帷子川大栗橋WEBカメラ	102
資料5	防災スピーカー設置場所（旭区）	103
資料6	指定避難所（地域防災拠点）	104
資料7	福祉避難所	105
資料8	帰宅困難者一時滞在施設	108

【参考】 旭区防災計画「風水害等対策編」の策定及び修正等の状況

第 1 部：総 則

第 1 章 旭区防災計画の目的

本計画は、横浜市防災計画「風水害等対策編」の区別計画として、旭区に風水害が発生した場合の区役所及び区民のための基本的な計画です。

この計画は、人命を守ることを最優先とした「被害を出さない地域・社会の実現」を目標として、旭区の地域の実情を踏まえた計画としており、区民、防災関係機関等のそれぞれの役割を明確にし、区民の生命、身体及び財産を災害から守ること、また、台風及び集中豪雨などが発生した場合でも、その被害を可能な限り軽減することを目的としています。

第 2 章 旭区の概況

第 1 節 自然的条件

旭区は、市の西部に位置し、東は保土ヶ谷区、西は瀬谷区、南は戸塚区、泉区、北は緑区に接しており、三浦半島へと続く多摩丘陵地帯の東部に位置しています。関東ローム層からなる丘陵地帯と沖積層からなる低地が交錯して起伏に富んでおり、地盤は比較的安定しています。最高地は上川井町の海拔 95.4m で、最低地は、西川島町の海拔 9.8m です。

第 2 節 社会状況

1 人口及び世帯

人口は約 25 万人、世帯数は約 10 万世帯で、本市人口の約 7% を占めています。また、昼間人口は夜間人口の約 80 % で、居住型の地域です。

2 土地利用

土地利用として、市街化調整区域が 39 % を占めています。また、横浜動物の森公園ズーラシアやこども自然公園など大規模な公園があることから、公園面積は市内第 3 位となっています。

3 道路・交通

道路は国道 16 号線及び保土ヶ谷バイパス、県道丸子中山茅ヶ崎線（中原街道）、県道横浜厚木線（厚木街道）などが主要幹線道路として使われています。

鉄道は、相模鉄道線が通り、4 駅（鶴ヶ峰・二俣川・希望ヶ丘・南万騎が原）が設置されています。そのうちバスによる広い駅勢圏を持ち、さらに大規模団地（左近山団地、ひかりが丘団地、若葉台団地等）へのバスの発着駅となる二俣川駅、鶴ヶ峰駅の乗降客数が多くなっています。

第3章 旭区の災害想定

第1節 災害の種別

- 1 浸水（洪水、雨水出水）による災害
- 2 崖崩れ、土石流などの土砂災害
- 3 暴風、竜巻等の突風による災害
- 4 雪害
- 5 火山災害

第2節 災害の規模

近年、気候変動の影響などから局地的大雨などの異常な気象現象が頻発しています。風水害等による被害の発生は、発生に至る要因として、気象、地象、水象状況とこれらと関連した危険要素の複合等様々な態様が考えられるほか、発生のメカニズムにおいても不明な点が多いため、細部にわたる被害の予測を具体的な数量として算出することは極めて困難です。

本計画では、過去に本土を襲った最大級の台風（伊勢湾台風級の大型台風）や、これまで富士山で発生した最大規模の噴火（※）、法令に基づいて設定する浸水想定区域の前提となる降雨などの、過酷な自然現象による風水害等の態様を勘案し、被害の発生の可能性が予測される区域の状況を想定することで、災害への対策を行うこととします。

※ 平成16年に「富士山ハザードマップ検討委員会」で想定された噴火。対象とする噴火、被害想定に関しては第5部に記載のとおり

また、河川の氾濫等による水害について、次表のとおり、水防法第14条に基づき指定される洪水浸水想定区域等の、指定の前提となる降水量等が定められています。

水系	想定規模	指定の前提となる降水量	年超過確率	該当区
帷子川	最大規模	流域の24時間総雨量 390mm	1/1000 (1000年に一度)	旭区・神奈川区・西区 中区・保土ヶ谷区

※ 「最大規模」：想定し得る最大規模の降雨

第2部：災害予防計画

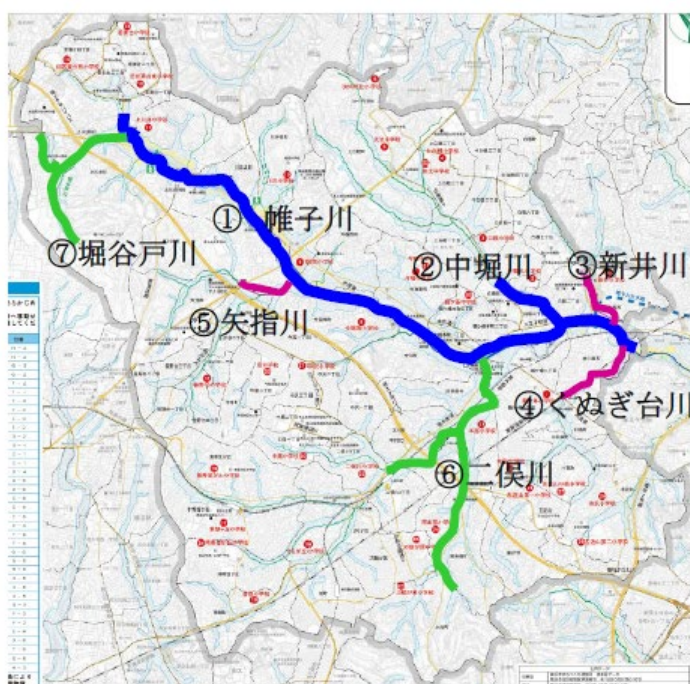
第1章 風水害に強い都市づくりの推進

風水害に強い都市づくりのため、水害予防対策、土砂災害予防対策及び風害予防対策について定めています。

第1節 水害予防対策

1 河川の概要

旭区の河川は、区域の西から東に二級河川の帷子川（分水路含む）、白根地区を西から東に二級河川の中堀川が流れており、その他に新井川・くぬぎ台川・矢指川・二俣川・堀谷戸川等が流れています。



- ① 帷子川（青色）
- ② 中堀川（青色）
- ③ 新井川（紫色）
- ④ くぬぎ台川（紫色）
- ⑤ 矢指川（紫色）
- ⑥ 二俣川（緑色）
- ⑦ 堀谷戸川（緑色）

2 下水道施設等の整備雨水排水施設（下水道）の役割

(1) 雨水を川や海に流す下水管（雨水）やポンプ場を整備することにより、浸水への安全度が向上します。

(2) 雨水排水施設（下水道）の整備計画

時間降雨量約 50mmの降雨（5年に1回程度）に対応した整備を行います。また、地盤が低く、雨水の排水に時間を要す地域については、時間降雨量約 60 mmの降雨（10年に1回程度）に対応した整備を段階的に進めます。

(3) 雨水排水施設（下水道）の維持管理

ア 下水管の維持管理

下水管の流下能力を確保するため、調査、清掃及び修繕等を実施します。

イ 下水道施設情報

下水管やポンプ場等情報収集を着実に進めます。

ウ 雨水排水施設（下水道）の更新（再整備）

古くなって使用できなくなった下水道は、計画的・効率的な更新（再整備）を進めます。

第2節 土砂災害予防対策

1 急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地の崩壊により相当数の住居者等に危害が生ずるおそれのある地域及び一定の行為により崩壊を助長、誘発するおそれのある地域を、市長の意見を聞いて県知事が指定することとなっており、旭区には6箇所指定されています。

指定基準は、傾斜度が30度以上、高さが5メートル以上の崖で、崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上ある区域又は官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれのある区域です。

急傾斜地崩壊危険区域に指定されると、切土、盛土、立木の伐採など法律に定めた行為について、県知事の許可が必要になります。

また、災害防止のため、一定基準を満たす場合、県が急傾斜地崩壊防止工事を施工します。

2 土砂災害警戒区域の指定（神奈川県が指定）【旭区：114箇所】

急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑り等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、旭区には114箇所指定されています。（令和3年5月現在）

「土砂災害警戒区域」（通称「イエローゾーン」）と「土砂災害特別警戒区域」（通称「レッドゾーン」）の2つに分けられます。

イエローゾーンでは、市が当該区域における警戒避難体制の整備を図ることが義務づけられています。レッドゾーンでは、イエローゾーン同様の警戒避難体制の整備を行うとともに、一定の開発行為を行う際に県知事の許可が必要となるほか、建築基準法に基づく建築確認の際に建物構造上で土砂災害対策が施されているかどうかの確認を行うなどの制限事項が定められています。

3 崖情報の収集および崖地改善の促進

崖崩れ災害を防止するため、危険な崖や擁壁の改善工事の促進を図っています。

また、毎年2回（6月、9月）に宅地防災パトロールを実施しているほか、市民からの情報に基づく調査を行い、改善工事の啓発等を行っています。

（1）宅地防災パトロール実施概要

ア 目的及び概要

梅雨や台風シーズン前に区内の崖地を巡回し、緊急の危険箇所を把握しています。

また、助成制度の対象と思われる住戸にリーフレット等を配布し、助成制度の利用促進及び崖改善の啓発を図っています。

イ 参加機関

主に建築局企画部建築防災課、区役所総務課、消防署、警察署が参加

(2) がけ地防災（減災）対策事業（がけ地防災（減災）対策工事助成）

個人が所有する一般の崖（高さ2mを超える崖）を対象に、擁壁の新規築造等の防災工事費用の一部又は、既存擁壁の補強や崖地の保護など減災を目的とした改善工事費用の一部を助成するものです。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業

高さが5m以上の自然崖で崩壊により被害を受ける人家が5戸以上密集している区域を対象に、神奈川県が防災工事を実施し、市は原則として事業費の20%を負担するものです。

4 土砂災害警戒情報の発表とともに避難指示を発令する区域の選定

専門家による現地調査結果をもとに抽出した、人家に著しい被害及ぼす可能性がある崖地及びその周辺を「土砂災害警戒情報の発表とともに避難指示を発令する区域」として選定し、避難対策の強化を図っています。

当該区域は、本市ホームページで公表しており、旭区は令和4年12月現在、対象となる区域はありません。

第3節 風害予防対策

台風等による暴風や竜巻等の突風による被害を防止又は軽減するため、施設の安全管理や普及啓発など風害の予防対策を推進します。

竜巻等の突風による災害については、その発生を予測することや災害を予防することは困難ですが、発生したときに適切な行動をとることで被害を軽減することができます。

第2章 旭区の災害警戒区域

災害警戒区域の想定は、区民が住んでいる地域の災害に関する認識を深め、災害に対する予防措置を講ずることに資するとともに、台風や局地的な大雨等の来襲に際し、防災関係機関が警戒すべき区域の状況等を迅速に把握し、その状況等に応じて効果的に警戒活動を実施するために行うものです。

第1節 浸水想定区域

1 洪水による浸水区域

想定した雨量の雨が降り、帷子川等が溢水した場合に、浸水の広がる範囲を示したものです。

2 内水による浸水

大雨時に想定される下水道や水路に起因した浸水の広がる範囲を示したものです。

第2節 ハザードマップ

ハザードマップとは、自然災害による被害を予測し、その被害予想範囲を地図化したものです。

旭区では、2種類（3項目）のハザードマップを公表しています。

1 浸水（内水・洪水）ハザードマップ

（1）洪水ハザードマップ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/map/flood-hmap.html>

（2）内水ハザードマップ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kasengesuido/gesuido/bousai/naisuihm.html>

2 土砂災害ハザードマップ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/bosai/gake/hmap.html>

第3章 防災力強化の取組

この章は、情報収集伝達機器、浸水想定区域等における警戒避難体制及び風水害対策に用いる資器材など、旭区の災害応急活動を迅速的確に行う体制について定めます。

第1節 情報収集・伝達体制、システム等の整備

1 危機管理システム

横浜市市内LANを通じて迅速・的確な災害対策の実施を情報面から支援するとともに、各所に設置したカメラの映像を統合して出力できるシステムです。

区分	主な機能
観測情報	雨量、河川水位、台風などの観測情報の収集・伝達機能
気象情報	地震・津波・気象・水防・土砂災害などに関する各種注意報・警報等の収集・伝達機能
被害情報	市災害対策本部（警戒本部）への風水害による被害情報の伝達機能
避難情報	避難情報、避難場所開設情報等の避難に関する情報の伝達・集約機能

2 気象・河川情報等収集伝達体制（第6部 関連資料 資料1～4参照）

(1) 雨量監視システム（レインアイよこはま）

局地的大雨や台風による浸水等の災害を防止するため、雨の状況を迅速・的確に把握するシステムです。

(2) 水防災システム（河川水位情報等の提供）

台風や大雨時の防災活動や避難行動等を促すための情報として、河川水位観測所の水位情報等を市ホームページで公表しています。

(3) 消防局雨量情報

各区の消防署所に設置された雨量計の情報を公表しています。

(4) 帷子川大栗橋WEBカメラ

帷子大栗橋付近に設置されたカメラにより10分ごとに河川の水位を撮影し、旭区役所ホームページ上から確認できるシステムです。

3 防災情報Eメール

事前に登録した情報提供希望者に対して、河川水位が上昇し、氾濫注意水位（警戒水位）以上の各設定水位を超過した場合に、スマートフォン等へ関連情報を配信しています。

なお、地震、大雨警報などの気象情報、天気予報、光化学スモッグ情報、土砂災害警戒情報など、河川水位情報以外の情報についても、必要な情報を選択して登録することができます。

4 Yahoo!防災速報

避難情報の発令や避難所開設状況等の緊急のお知らせのほか、台風の接近や大雪の恐れがある場合の注意喚起等の情報を発信しています。

Yahoo!防災速報の「アプリ版」をスマートフォンにダウンロードし、横浜市からの情報を受信設定している方は、本市から発信した内容をプッシュ通知により受信することができます。

5 緊急速報メール

携帯電話等を利用した災害時専用の情報配信の仕組みで、気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、市が配信する災害・避難情報など緊急かつ重要な情報について、対象エリアにある緊急速報メールに対応した携帯電話等に対し配信します。受信すると専用の着信音が流れ、バイブレーションでも知らせます。

6 防災行政用無線

防災行政用無線は、市役所と区役所を結ぶ多重無線、土木事務所・消防署・防災関係機関等を結ぶMCA無線、区役所と地域防災拠点等を結ぶデジタル移動無線、市内全域で通信を行う全市移動無線及び区内で通信を行う地区移動無線により構成されており、各機器の稼働に必要な電源設備も備える総合的な無線通信網です。

多重無線及びMCA無線は区役所や防災関係機関等に固定局を設置し、無線統制局や中継局を経由して、無線電話、FAX等による一斉指令または個別通話等ができます。

デジタル移動無線は地域防災拠点に半固定型の機器を設置しており、無線電話による個別通話やグループ通話等ができます。

全市移動無線及び地区移動無線には、基地局及び移動局があり、同一チャンネル間のグループ通話等ができます。

7 防災スピーカー（第6部 関連資料 資料5参照）

防災スピーカーは、緊急時における情報伝達手段として区役所や震災時の地域防災拠点をはじめとする区内各所に設置している屋外スピーカーであり、全国瞬時警報システム（J-ALERT）※の緊急情報や避難指示等の市独自の緊急情報を音声で市民に伝達します。

旭区内には、11か所設置しています。（令和4年12月現在）

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）：国民保護情報、緊急地震速報、津波情報などの緊急情報を、国から人工衛星を通じて瞬時に都道府県及び市町村に伝達するシステム

8 職員安否・参集確認システム

横浜市職員安否・参集確認システムは、自身の安否情報及び動員見込み時間を報告させることで、各職場において職員の安否情報及び動員見込み時間を一覧表で効率的に把握するためのシステムです。

9 複数の手段を活用した情報受伝達体制の整備

(1) 災害時優先電話指定の増強等

発災時、一般固定電話や携帯電話の回線が輻そうすることが予測されるため、災害対応を行う施設等の災害時優先電話の増強指定に向けた取組を進めます。また、衛星携帯電話も区役所に配備しています。

(2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の整備

避難者の安否確認等に活用するための通信手段として、地域防災拠点に災害時用公衆電話（特設公衆電話）回線を整備しています。この電話回線は、必要に応じて活用します。

(3) 横浜市アマチュア無線非常通信協力会旭区支部との連携強化

アマチュア無線は、区災害対策本部と地域防災拠点間などの連絡手段として有効であることから、旭区支部との連携を強化しています。

第2節 警戒避難体制の整備

1 浸水想定区域等における警戒避難体制の整備

浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。以下同じ。）が指定・公表された場合、本市は、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等や避難情報の伝達方法、避難場所、避難訓練の実施等の水害に対する避難措置について定め、各種ハザードマップを作成して市民への周知徹底を推進し、浸水想定区域内の社会福祉施設、学校及び医療施設等の要援護者施設に対して洪水予報等を伝達します。

2 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備

県により土砂災害警戒区域の指定があった場合には、当該警戒区域ごとに情報伝達、警報の発令・伝達、避難体制等を定めます。

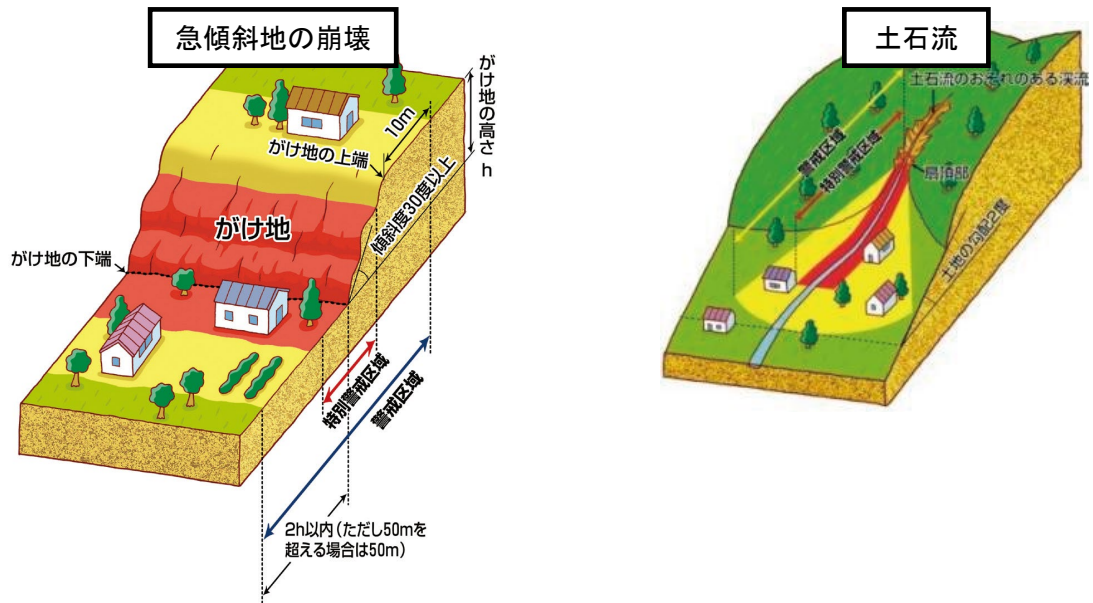
(1) 要援護者施設への情報伝達体制の整備

区長は、土砂災害警戒区域内に要援護者施設及び学校がある場合には、ファクシミリ、Eメール、防災情報Eメール等による土砂災害に関する情報等の伝達体制を整備します。

区長から伝達する土砂災害に関する情報等	1 大雨警報、大雨特別警報 2 土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報 3 避難指示等の発令 4 その他土砂災害対策上、有効な情報
---------------------	--

(2) 土砂災害ハザードマップの作成

県により土砂災害警戒区域等の指定があった場合には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を表示した図面に、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な避難を確保する上で必要な事項を定めた土砂災害ハザードマップを作成・公表していきます。



ア 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

（急傾斜地の崩壊の場合）

- ・ 傾斜度が 30 度以上であって、高さが 5 m 以上の区域
- ・ 崖地の上端から水平距離が 10m 以内の区域
- ・ 崖地の下端から急傾斜地の高さの 2 倍（50m を超える場合は 50m）以内の区域

（土石流の場合）

- ・ 土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が 2 度以上の区域

イ 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域

第3節 風水害対策用資材

旭区では、風水害対策用として各機関で資機材を整備しており災害対応をしております。なお、これらの資機材は、地震災害等他の災害対策のためにも使用することができます。

【旭土木事務所における主な水防用資機材】

資機材一覧	
エンジンカッター	土・砂
ジャッキ	土のう袋
チェーンソー	単管パイプ
スコップ	防水シート
つるはし	ベニヤ板
規制・注意看板	融雪剤

【旭区役所における活動用資機材一覧】

資機材一覧	
スコップ	無線機
ブルーシート	携帯電話
懐中電灯	デジタルカメラ
ハンドマイク	避難所用クッションマット
発電機	雨合羽、防寒衣
投光器	チェストハイウェーダー（ゴム長靴）

【応急資材備蓄】

風水害による崖崩れ等の二次災害防止のため、本市と協定を締結した旭区の横浜建設業防災作業隊の応急資材として、ビニールシート・土のう・鉄筋棒を備蓄しています。

資機材一覧	配置場所
ビニールシート	旭方面資機材庫 旭区南本宿町 87 番地
土のう	
鉄筋棒	

【医療救護活動用医薬品】

- 1 区内の地域防災拠点に応急手当用品（消毒液、包帯、絆創膏等）を配備しています。
- 2 薬局、休日急患診療所等に応急医療に必要な医薬品等を備蓄しています。
- 3 薬局に備蓄した医薬品等は、当該薬局の薬剤師が区本部医療調整班から指示された地域防災拠点等に運搬します。

【地域防災拠点の備蓄（1拠点あたり）】

食料・水	クラッカー・缶入り 保存パン	2,000食	水缶詰	2,000缶	おかゆ	460食
	粉ミルク・ほ乳瓶	20セット	スープ	220食		
生活	移動式炊飯器又は ガスかまどセット	1台	紙おむつ・紙パンツ	1,350枚	生理用品	425個
	高齢者用紙おむつ	210枚	アルミブランケット	240枚	毛布	240枚
	トイレットペーパー	192巻	電話コード（特設公衆電話用）	2本	デジタル移動無線 延長コード	1基
	LEDランタン	80台	電話機（特設公衆電話用）	2基	トイレパック	5,000セット
	トランシーバー	2台	ビブス（橙・青）	各10枚	防災ラジオ	2台
	防災電話機	1台	テント	2基	組立式仮設トイレ	2基
	簡易トイレ便座	6基	※下水道直結式仮設トイレ	5基	※受水槽用蛇口	1式
	保温用シート	150枚	給水用水槽1t	1個	多言語表示シート	1式
救護	リヤカー	2台	グランドシート	10枚	松葉杖	5組
救助	エンジンカッター（防 塵眼鏡、皮手袋付）	2台	ガス式発電機 （カセットボンベ12本付）	3台	ジャッキ又はレス キュージャッキ	1台
	ガソリン式発電機	3台	ヘルメット	10個	金属はしご	1本
	応急担架用ポール	10本	担架	10本	ハンドマイク	2個
	つるはし	5本	大ハンマー	5本	スコップ	5本
	ロープ	5本	てこ棒	5本	大パール	5本
	ワイヤーカッター	5本	大なた	5本	のこぎり	5本
	掛矢	2個	投光機	5台		

※の資機材については、全ての地域防災拠点に整備されているわけではありません。

【帰宅困難者用備蓄庫】

備 蓄 品	
食料（ビスケット）	アルミブランケット
水（水缶）	トイレパック他

【徒歩帰宅者支援拠点備蓄庫】

備 蓄 品		
レインコート	配付用マップ	ホワイトボード
テント	長椅子	ブルーシート
バルーン型投光器	発電機（エネポ）	リヤカー
PHS	ラジオ	レスキューベスト
メガホン	名札ケース	テレビ

第4章 避難場所の指定

災害時における避難場所について、災害の危険が切迫した場合における緊急の避難場所である指定緊急避難場所と、被災者が一定期間滞在して避難生活をするための避難所である指定避難所とを区別して指定します。

第1節 指定緊急避難場所の指定

区長は防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、異常な現象の種類ごとに、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定します。

異常な現象の種類	指定緊急避難場所
崖崩れ、土石流などの土砂災害	崖崩れ、土石流などの土砂災害の影響を受けない小中学校等の敷地全体又はその一部を指定します。
洪水	洪水の影響を受けない小中学校等の敷地全体又はその一部を指定します。

第2節 指定避難所の指定

指定避難所としては、被災した市民等が一定期間滞在する場として、良好な生活環境が確保され、円滑な救援活動が実施できる施設であることが必要とされています。

旭区では、37カ所の地域防災拠点を指定避難所とします。（第6部 関連資料 資料6 参照）

※1 開設にあたっては、気象状況や被害状況等を考慮し開設をします。

※2 既に災害が発生し、必ずしも避難場所への避難が適切でない場合は、自宅や隣接建物の2階以上に避難します。

第3節 その他の避難場所

1 指定緊急避難場所以外の避難場所

災害エリア、避難経路等を考慮し、指定緊急避難場所より安全に避難が可能と認められる場合は、次の施設等を避難場所として開設を依頼します。

- (1) 指定緊急避難場所以外の公共施設（区民利用施設含む）
- (2) 自治会館・町内会館等

2 福祉避難所

避難生活に支援等が必要な要援護者のために、施設がバリアフリー化されているなど要援護者の利用に適している社会福祉施設等を福祉避難所として選定します。

福祉避難所を確保するため、旭区と社会福祉施設等があらかじめ協定を締結するとともに、避難生活に必要な食料、水、生活用品を備蓄します。

※ 市立特別支援学校は、在籍児童生徒及びその保護者が避難する場所となっています。

（第6部 関連資料 資料7参照）

第5章 災害に強い人づくり

第1節 「自助」「共助」「公助」による減災

災害により生じる被害を完全に防ぐことは困難なため、発災前の備えに加えて、発災後の迅速・的確な応急対策と地域での共助体制の確立などによる、災害での被害を最小限に抑える「減災」にむけた取組（減災行動）が重要です。そのため、旭区においては、区民や事業者の減災行動に対する理解の促進と、その実践につなげていくために、「自助」「共助」「公助」の考え方に基づく減災を推進します。

1 「自助」「共助」「公助」の定義

- (1) 「自助」とは、自らが自分・家族を守るための備えや行動のことです。「自らの身は自ら守る」ことは、防災・減災の基本です。
- (2) 「共助」とは、近隣の皆さんで、互いの安全・安心のために協力しあう地域活動のことです。「皆のまちは皆で守る」ことは、地域の皆さんの安全を守るために最も効果的な方法です。
- (3) 「公助」とは、市・区を始め、国・県・警察といった公的機関が、日頃から防災・減災に向けて行う取組や発災時に行う救助活動等の災害対応のことです。

第2節 防災意識の高揚

1 職員に対する訓練及び啓発の実施

区長は、所属する職員に対しあらゆる機会をとらえ防災に関する知識の普及啓発を図るとともに、訓練及び研修を通じ所管する災害対策に関する実務について習熟させるものとします。

また、区長は、本計画及び各種マニュアル等を活用し、職員への教育、訓練等を行うものとします。

なお、訓練・研修を実施する際には、災害時における男女のニーズの違いに配慮した内容を取り入れるよう努めるものとします。

2 区民等への防災・減災の普及啓発

防災活動の成果をあげるためには、全市民の防災意識を高め、減災行動に対する理解及び協力を得ることが最も重要です。過去の災害の教訓を踏まえ、全ての区民が災害から自らの命を守るためには、区民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要です。このため、地域の関係者の連携のもと、居住地、職場、学校等において、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の適切な避難行動を阻む要因を踏まえ、地域の災害リスクの把握や風水害時の一人ひとりの避難行動計画の作成など、必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要があります。

したがって、旭区は平常時から防災訓練を実施するとともに各種広報媒体を活用し、旭区の防災計画や防災体制、災害前兆現象情報、災害時の心得、避難救助の措置等について効果的な広報を行い、防災・減災の普及啓発に努めるものとします。

なお、区長は災害時における男女のニーズの違いに配慮した防災訓練の実施、女性の防災リーダーの育成等に努めなければなりません。

(1) 普及啓発の考え方

普及啓発を進めるうえで基本となる考え方は、次のとおりとします。

ア 生活基盤を通じた普及啓発

区民に幅広く防災・減災の知識の普及啓発を行うため、職場、学校、福祉施設等を単位とした取り組みを進めます。

例えば、成人の場合は企業等の職場、子どもの場合は学校、要援護者の場合は福祉施設を通じた普及啓発を行うことが重要です。

イ 地域に入り込んだ普及啓発

普及啓発の場において、パンフレット等を配布するだけでなく、講演会や指導会等を通じて、地域住民に丁寧で分かりやすい説明を行い、区民の防災・減災の取組を推進します。

ウ 啓発手段の充実

減災に向けた自助・共助の大切さに対する区民の理解を促進するため、わかりやすく印象的な啓発用の広報物を作成し普及啓発します。

また、啓発用の広報物等を適宜更新するとともに、啓発媒体の拡充（DVD などの映像化、点字化音声化、多言語化）を行います。

エ 横浜市民防災センターにおける取組

災害を疑似的に体験することなどにより、自分自身や周囲の人を守るための具体的な行動や知識を学ぶことができる市内唯一の体験型学習施設である横浜市民防災センターを活用し、区民の防災・減災力の向上に取り組めます。

オ 防災訓練を通じた知識や技術の習得

実践を伴う防災訓練は、普及啓発の手段として有効であり、区民が発災時に冷静かつ的確な対応を取るための知識や技術の習得の機会として推進します。

(2) 啓発対象者の特性及び属する環境に応じた普及啓発

減災行動について効果的に普及啓発を実施していくために、対象者の成長段階や職業等の特性に応じた普及啓発を推進します。

(3) 普及の方法及び内容

旭区及び防災関係機関は、区民等を対象として、パンフレットの配布、講演会や防災フェアの開催、広報よこはま等、それぞれに適した方法で災害に関する防災知識の普及や防災意識の高揚を図ります。その際、高齢者、障害者等の災害時要援護者、外国人等に対する防災知識の普及について、十分配慮するよう努めます。また、啓発手段をより充実させるために、わかりやすく印象的な広報物の作成や、啓発媒体の拡充を行うとともに、横浜市民防災センターや実践を伴う防災訓練の機会を有効に活用します。

(4) 災害教訓の伝承

旭区及び防災関係機関は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくために、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めます。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行い、区民自らが災害教訓を伝承する取組を支援します。

(5) 家庭防災員研修制度

区民を対象に、自助から始まり、地域における防災の担い手としても活躍できる「家庭防災員」の養成を目的とした研修制度です。この研修を通じて、防火・防災に関して必要な知識及び技術を身に付けることができるようになります。

(6) 竜巻等の突風災害に関する知識の普及

旭区は、区民等に対して各種広報媒体を活用して竜巻等の突風の特徴やこれに遭遇した時の身の守り方、竜巻等突風に関する防災気象情報の利活用などについて普及に努めます。

3 防災訓練の実施

風水害に伴う各種災害の未然・拡大の防止、被害の軽減を図るため、防災に関する知識及び技能の習得を通じ、職員等の防災意識の高揚を目的に、水防月間や土砂災害防止月間などの機会をとらえ、適時図上訓練を含む訓練を実施します。

4 ボランティアとの協力体制の確立

過去の大災害では、多くのボランティアが避難所支援、被災者の心身及び生活安定、再建などに大きな力を発揮したことから、ボランティアと行政との間の信頼関係を確立し、連携協力の体制づくりを推進します。

(1) ボランティアの活動分野

災害時のボランティアは、医師、歯科医師、看護師など、それぞれ専門的な知識、技術や特定の資格などを要する「専門的ボランティア」と避難所支援、清掃、物資の仕分けなど特別の資格や技術、知識を必要としない「一般ボランティア」に区分され、「専門的ボランティア」の活動調整は各所管局が実施します。

(2) 旭区災害ボランティアセンター等との連携体制の確立

旭区社会福祉協議会、旭区災害ボランティア連絡会、区本部の三者が連携し、発災時に旭区災害ボランティアセンターを円滑に運営するため、平常時から研修会や訓練を実施し、顔の見える関係づくりを推進します。

(3) 横浜市アマチュア無線非常通信協力会との連携

発災時には、区内の被害情報等の収集や、地域防災拠点との情報受伝達の支援のため、区本部から「横浜市アマチュア無線非常通信協力会旭区支部」に協力要請を行います。このため、日ごろから地域防災拠点訓練等においてアマチュア無線を活用した通信訓練等を通して、同支部と地域防災拠点及び区本部との連携・協力の体制づくりを推進します。

第6章 災害に強い地域づくり

第1節 旭区災害対策連絡協議会の設置

旭区災害対策連絡協議会は、地震、風水害その他の災害から区民の生命、財産を守り、被害を最小限度にとどめるよう防災体制の強化・充実を図るとともに、災害発生時に迅速かつ適切な応急活動を展開できるようにするため、平成7年8月25日に設立されました。

第2節 自主防災組織の強化

1 町の防災組織

本市では、横浜市「町の防災組織」活動費補助金交付要綱に基づき、区役所、消防署が中心となり自治会町内会等への「町の防災組織」づくりの促進とその育成強化を進めています。

※ 町の防災組織とは、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条の2第2項に規定する自主防災組織を指します。）

(1) 活動計画の作成

町の防災組織では、活動計画を定め、地域の防災体制づくりをしています。

町の防災組織の定める活動計画	<ol style="list-style-type: none">1 防災組織の編成及び任務分担に関する事2 防災知識の普及に関する事3 防災訓練の実施に関する事4 情報の収集及び伝達に関する事5 出火の防止及び初期消火に関する事6 救出救護に関する事7 避難誘導に関する事8 給食給水に関する事9 市民が任意に設置した避難場所の支援に関する事10 地域防災拠点との連携に関する事
----------------	--

(2) 防災力強化の取組

発災直後は、自らの安全の確保などの自助から始まり、共助による助け合いにつながっていくことから、平常時から自治会町内会を中心とする町の防災組織での啓発や防災訓練を行い、住民個々の減災行動につなげていくこととします。また、要援護者等に対する普段からの見守り活動を実施し、地域ぐるみで防災力の向上に努めます。

2 地域防災拠点運営委員会

災害発生時に、安全かつ秩序ある避難生活の維持等、地域住民の相互協力による防災活動の促進を目的として、地域防災拠点ごとに、地域・学校・行政等からなる地域防災拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置しています。

運営委員会の設置・運営にあたっては、女性を運営委員に積極的に参画させるほか、災害時における男女のニーズの違いや災害時要援護者に配慮した研修・防災訓練の実

施、女性の防災リーダーの育成等に努めることとします。

また、大規模風水害等の発生時に、区が指定緊急避難場所を地域防災拠点に開設する場合に、必要に応じて、施設の開錠などについて協力します。

3 町の防災組織と地域防災拠点

大規模な災害が予想される際には、地域防災拠点などの公的な避難場所のほかにも、集会所や寺院など、比較的小規模な場所で、区民が任意で避難場所を設置することが想定されます。このような被災地域の中では、町の防災組織と地域防災拠点が連携し、地域コミュニティを生かした地域の共助で対応していくことが重要です。そこで、平常時からの各地域コミュニティ相互の横の繋がりを深め、効率的な共助の体制や自主防災力の強化を図ります。

第3節 要援護者対策

地域の中には、風水害発生時の避難行動など臨機に対応することが難しい高齢者や障害者等の要援護者(以下「要援護者」という。)の方が暮らしています。災害発生時における安否確認、避難支援等の取組を行うためには、日頃からの地域と要援護者との関係づくりを通じて、災害への備えを進めていくことが大切です。

そこで、自助、共助を基本とした地域による自主的な見守り、支え合いの取組が重層的に行われるとともに、関係機関・団体等の連携、情報共有等が進んでいくよう、各区で展開している地域福祉保健計画等の取組を進め、災害に備えた平常時からの要援護者対策を推進します。

なお、具体的な運用基準は、区が別に定める「災害時要援護者支援のための手引き」に基づき推進します。

※ 「要援護者」は、災害対策基本法第8条に定められた「要配慮者」に相当します。

1 災害時要援護者名簿

旭区では、要援護者のうち、特に自力避難が困難と想定される対象者について、「災害時要援護者名簿」を作成しています。

なお、災害時要援護者名簿は、災害対策基本法第49条の10により定められた「避難行動要支援者名簿」に相当します。

(1) 災害時要援護者名簿に掲載する者の範囲

在宅で、次の条件のいずれかに該当する方

ア 介護保険要介護・要支援認定者で(ア)～(ウ)のいずれかに該当する方

(ア) 要介護3以上の方

(イ) 一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方

(ウ) 認知症のある方(要介護2以下で、日常生活自立度がⅡ以上の方)

イ 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、難病患者

ウ 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち身体障害者手帳1～3級の方

- エ 療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方
- オ 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方

(2) 災害時要援護者名簿の記載事項（7項目）

- ア 氏名
- イ 住所又は居所
- ウ 生年月日
- エ 性別
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 災害時要援護者の安否確認、避難誘導、救出救助等の支援活動を必要とする事由
- キ その他災害時要援護者の支援活動の実施に関し市長が必要と認めるもの

(3) 災害時要援護者名簿の作成方法

健康福祉局において、福祉制度等の本市システムから抽出したリスト（災害時要援護者リスト）を作成し、旭区でこのリストを基に名簿を作成・保管しています。

また、名簿は、適宜追加修正を行うとともに、毎年災害時要援護者リストの更新を行っています。

2 要援護者に対する事前対策

(1) 地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」ための取組の推進（地域の取組）

ア 地域での要援護者の把握と災害に備えた取組

災害発生時における安否確認、避難支援等の取組に備えるには、日頃から地域で要援護者を把握し、地域と要援護者との間での関係づくりを進めることが大切であることから、地域の自主防災組織等は、要援護者を把握し、災害に備えた対応の検討、要援護者も参加した防災訓練、要援護者の名簿づくり等に取り組めます。

イ 地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」ための取組

自主防災組織等は、地域の助け合いを基本として地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」ための取組として、在宅要援護者の安全対策に関する意識の高揚及び技術の修得に努めます。

また、日頃から、自治会町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進員、ボランティア、近隣住民等が相互に連携し、在宅要援護者に対する「声かけ、見守り」のネットワークづくり等の地域の実情に応じた支え合いの取組を進め、災害の備えにつなげます。

(2) 迅速な援護活動推進支援、体制づくり

ア 自主防災意識の普及

防災に関する一般的広報に加え、防災指導、地域の見守り活動等の機会をとらえ、要援護者やその家族に対し、高齢者等避難の情報に十分注意し、早めの段階で避難行動が開始できるよう準備をすることなどについて啓発します。

また、地域住民に対して、地域の助け合いを基本として地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」という自主防災意識を普及啓発します。

イ 災害時要援護者名簿の提供

日頃からの地域の自主的な支え合いの取組を支援するため、災害対策基本法第49条の11第2項に規定されているとおり、自主防災組織等に災害時要援護者名簿を次のとおり提供します。

なお、災害発生時等においては、災害対策基本法第49条の11第3項及び横浜市個人情報保護条例第10条に規定されているとおり、人の生命、身体を保護するために特に必要と認められる場合には、要援護者名簿を安否確認・避難誘導・救出救助等を利用目的として自主防災組織等に提供します。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しません。

(ア) 災害時要援護者名簿の提供先

- ・ 自主防災組織（自治会町内会、連合町内会、地域防災拠点運営委員会 等）
- ・ 自主防災組織に準ずるもので市長が認めるもの

(イ) 災害時要援護者名簿の提供方法

旭区は、名簿提供を希望する自主防災組織等と、個人情報の取扱いについて定めた協定を締結し、書類（紙ベース）により名簿の提供を行います。

(ウ) 名簿情報の適正管理

災害時要援護者名簿について適正な情報管理が行われるよう、旭区においては、情報セキュリティ関連規定の遵守を徹底します。また、名簿の提供にあたっては、個人情報の取扱いについて定めた協定を締結し、提供先に個人情報の漏えい防止のために必要な措置を講ずることを求めます。

<名簿提供先が行う個人情報の漏えい防止のために必要な措置>

- ・ 取組の対象となるエリアを定め、旭区に届け出ること。
- ・ 情報管理者、情報取扱者を届け出ること。
- ・ 名簿保管方法について届け出ること。
- ・ 協定書で定めている届出事項に変更が生じたときは、旭区に報告すること。
- ・ 個人情報の取扱いに関する研修を実施すること。
- ・ その他名簿情報の漏えいの防止及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずること。

※ なお、情報管理者及び情報取扱者には、災害対策基本法第49条の13に規定する秘密保持義務が生じます。（情報管理者及び情報取扱者でなくなつた者についても、同様とします。）

ウ 事業者への協力働きかけ、連携

民間の居宅介護支援事業者、福祉サービス提供事業者等に対して、利用者が災害に備えた準備をする際の支援、日頃からの利用者と地域との関係づくり支援等の協力、災害発生時の利用者の安否確認、避難支援等の協力を働きかけていくとともに、協力協定を締結していきます。

(2) 要援護者のための避難場所の確保

避難生活に支援等が必要な要援護者のために、旭区役所は社会福祉施設等と協定を締結し、福祉避難所の確保を推進します。

3 聴覚障害者への情報配信

旭区災害対策本部から災害時緊急情報を、ファクシミリ通信網を利用して自宅のファクシミリへ配信します。配信を希望する場合は登録申請が必要です。

【対象者】

原則として2級から3級の身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者で自宅にファクシミリがある方

第4節 浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者施設の防災対策の推進

1 施設の定義

水防法15条及び土砂災害防止法8条において、区内に所在する社会福祉施設、学校、医療施設その他の「防災上配慮を要する者が利用する施設」は「要配慮者利用施設」と定められています。要配慮者利用施設の名称及び所在地は、市防災計画「資料編」に定められています。

2 区域内の要配慮者施設における対策

(1) 危険の周知

関係所管局及び区長は、要配慮者利用施設に対し、ハザードマップ等により浸水対策等の周知、啓発を図ります。

(2) 情報伝達体制の整備

区長は、浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対し、ファクシミリ、Eメール等による気象予報等の伝達体制を整備します。

(3) 避難確保計画の作成

浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者等は、避難確保計画を作成します。作成又は変更時には、必ず区役所等に報告することとなっています。

(4) 定期的な避難訓練の実施

浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、作成した計画に基づき、定期的な訓練を実施します。

(5) 避難確保計画の作成指導等

区は、浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難計画作成及び訓練の実施に対し、必要な支援等を行います。

第5節 事業所等の防災活動の促進

1 企業の防災活動の推進

企業は、風水害時の企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、各企業において災害時活動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど防災活動の推進に努めるものとします。

また、複数の管理者が存する対象の場合は、横断的な組織である協議会などを設置し、情報伝達及び避難体制等の確立に努めるものとします。

なお、企業は、災害時における男女のニーズの違いに配慮した防災訓練の実施、女性の防災リーダーの育成等に努めなければなりません。

第3部：応急対策

第1章 応急活動基本方針

1 初動体制の確立

輪番班体制による24時間の連絡体制を確保するほか、気象予報・警報の発表に基づく警戒本部の設置や勤務時間外の職員連絡体制の強化など、早期の措置をとります。

2 災害の規模、状況に応じた段階的配備体制の確立

風水害に対する職員の配備は、気象状況や災害の発生状況に応じて①区河川安全対策警戒体制、②区災害対策警戒本部、③区災害対策本部の体制とし、順次人員を増強するものとします。

3 災害種別に応じた応急活動体制の確立

河川の増水、雨水出水、崖崩れなどによる土砂災害等に対処するため、本計画に定める水防活動、土砂災害応急対策等の災害種別に応じた応急対策を実施します。

4 各種情報受伝達体制の確立

各種システム、ホットライン等を活用し、気象情報、河川情報、災害発生状況、避難指示等の情報を的確に収集、伝達することにより、迅速に応急活動を実施します。

5 区役所を中心とした救援・救助活動の実施

区役所は、危機管理システムにより風水害時の区内の情報を一元管理し、災害発生時の避難場所の開設・運営、医療、防疫等の活動により直接市民を救援・救助する中心的な機関です。

このため、各地区隊及び区内の各局の出先機関は、区長の活動要請に応じて区役所と一体となった救援・救助活動を推進するとともに、連絡員を派遣するなど区役所との連絡体制を強化します。

また、区長は、区域に関する防災関係機関との連絡体制を確保し、災害発生時には、救援・救助活動等の協力を要請し、活動体制を確保します。

さらに、区長は、区域の災害が大規模となり区役所の活動人員では不足する場合は、市長に支援職員の派遣を要請し、区役所の救援・救助体制を確保します。

6 応援体制の確保

区長は、区域に関する防災関係機関や協定締結団体に応援を要請します。

第2章 防災組織体制

気象予報・警報の発表に基づく警戒本部の設置や勤務時間外の職員連絡体制の強化など、迅速な初動対応を図るため、次により夜間、休日等の体制を確保します。

1 区防災輪番班体制

夜間、休日等における風水害等の緊急事態に備え、初動体制を迅速に確保するため、総務課及び区運営責任職による輪番班体制により、情報の収受、指令伝達等の応急体制を実施します。

任 務	<ol style="list-style-type: none">1 災害発生時の風水害等に関する情報収集及び連絡2 区災害対策本部又は区警戒本部の設置準備業務3 市災害対策本部等との連絡4 区本部長、副本部長及び庶務班長との連絡5 各地区隊及び消防地区本部との連絡6 防災関係機関、報道機関等との連絡、情報提供等7 その他災害対策上必要な事項
-----	---

2 旭区役所と消防署の連携

夜間・休日に突発的な大雨等により被害が発生した場合、区役所の体制が整うまでの間に、旭消防署が区役所に代わって実施できる事項は次のとおりです。

(1) 初期情報の提供

旭区役所総務課又は防災輪番班員に発災初期の情報を連絡します。

(2) 情報の収集・集約

消防隊等からの情報のほか、区民、関係機関（警察署等）、庁内関連部署（土木事務所等）から収集した情報を消防署で取りまとめます。

(3) 区民への情報提供

広報隊等により緊急情報（河川の水位の状況など迅速な避難を事前に促すために必要な情報）を区民に提供します。

(4) 避難場所の開設要請

区民に危険が及ぶおそれがあり、避難場所を開設する必要がある場合は、施設関係者に対して消防署から開設を要請します。

第3章 災害対策本部等の設置

第1節 区河川安全対策警戒体制の確立

大雨・洪水注意報発表時に、河川の急な増水から親水拠点等にいる者の安全を確保することを目的に、河川安全対策警戒体制を確立します。

1 警戒体制統括者

副区長（区総務部長）

2 確立基準

日の出から日の入りまでの時間帯に、横浜市气象台から市域を対象とする大雨注意報又は洪水注意報が発表され、親水拠点等の近辺及び上流に位置する消防局雨量観測所において基準雨量（30分で5mm）以上の降雨を観測した場合

3 実施事項

河川安全対策警戒体制統括者は、「浸水拠点等河川安全パトロールマニュアル」に基づき、河川安全パトロール等の実施を要請します。要請を受けた土木事務所長及び消防署長は、連携して河川安全パトロール等を実施します。

4 廃止基準

- (1) 河川安全パトロールを実施した結果、異常がない場合
- (2) 気象警報の発表等により区災害対策警戒本部が設置された場合

第2節 区災害対策警戒本部の設置

「区災害対策警戒本部」（以下、「区警戒本部」という。）の設置又は廃止並びに運営等については、次に掲げるところによります。

1 区警戒本部長

区危機管理責任者（副区長）

2 設置基準

- (1) 横浜地方气象台から市域を対象とする気象警報（大雨、暴風、暴風雪）及び洪水警報のうち、いずれかの警報又は複数の警報が発表されたとき（大雪警報のみ発表されたときは、第15章雪害対策によります。）
- (2) 河川の流域区（帷子川）において、国土交通大臣または神奈川県知事から、その河川を対象とする水防警報のうち、いずれかの警報又は複数の警報が発表されたとき
- (3) 区域に風水害による被害が発生し又は発生するおそれがある場合で、区長が必要と認めたとき

3 設置手続

- (1) 危機管理統括責任者（総務局危機管理室長）に対する区警戒本部の設置報告
- (2) 区警戒本部を構成する局の署所に対する通知

4 主な対応

- (1) 災害に対する各種情報の収集
- (2) 職員配備状況の把握と報告
- (3) 被害情報の収集と報告
- (4) 水防法及び土砂災害防止法に基づく対象施設等への情報伝達
- (5) 災害の発生が予想される地域に対する巡回警備
- (6) 避難指示等の発令及び実施
- (7) 避難場所の開設及び運営
- (8) その他災害応急対策を実施するうえで必要な対応

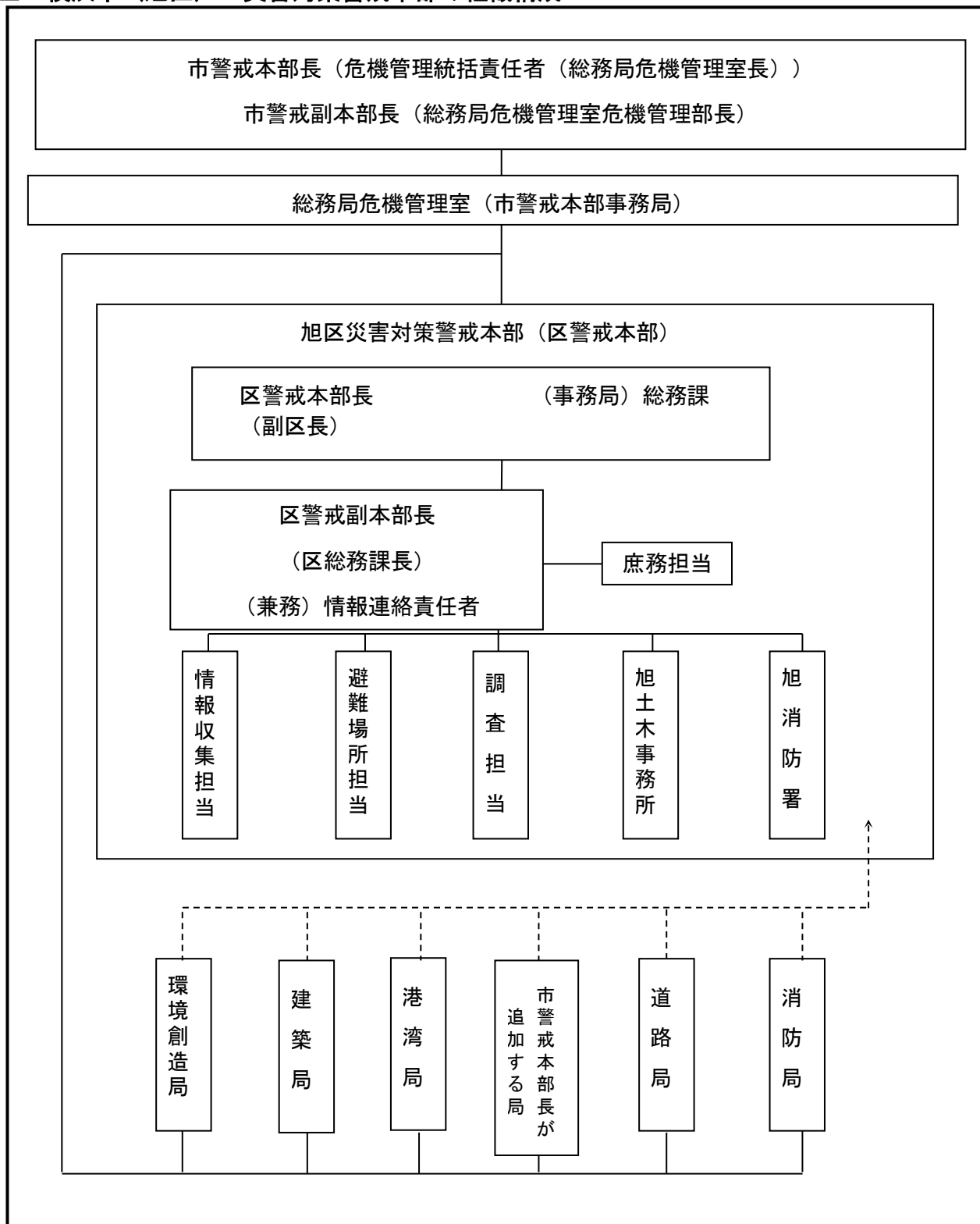
5 地区隊及び消防地区本部の対応

- (1) 土木事務所及び消防署は、連絡員体制とする
- (2) 消防署は、消防局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先する

6 廃止基準

- (1) 区災害対策本部が設置されたとき
- (2) 区域に新たな災害の発生するおそれが解消したと認められるとき
- (3) 水防警報の解除が発表されたとき

■ 横浜市（旭区） 災害対策警戒本部の組織構成



注1 市警戒本部長は、警報の発表の状況及び災害の発生状況に応じて、構成局を指名又は縮小できます。

注2 市警戒本部を構成する局の危機管理責任者は、被害が発生するおそれがある場合又は被害が発生した場合は、必要に応じ、当該区の警戒本部に支援職員を派遣します。

注3 区警戒本部長は、災害の発生状況により必要に応じて避難場所担当者を設置します。

■ 区災害対策警戒本部（区警戒本部）の事務分掌

区警戒 本部長	担当別任務分担
旭 区 危 機 管 理 責 任 者 (副 区 長)	区警戒副本部長（総務課長） <ol style="list-style-type: none"> 1 区警戒本部長の補佐に関すること 2 関係機関との連絡調整に関すること 情報連絡責任者（総務課長兼務） <ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の統括に関すること 2 市警戒本部等との連絡、調整に関すること 3 区警戒本部長命令の伝達に関すること
	庶務担当 <ol style="list-style-type: none"> 1 区警戒本部の運営に関する統括事務に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議等の運営 ・ その他 2 職員の配備・動員の伝達に関すること 3 災害記録に関すること 4 車両等資機材の確保や配置等に関すること 5 避難指示等の発令及び実施に関すること 6 区内関係機関への応援要請等に関すること 7 他の担当の所管に属さないこと
	情報収集担当 <ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報等の収集伝達に関すること 2 気象情報、水防警報及び洪水予報等の受伝達に関すること 3 避難情報等の集約や伝達に関すること 4 住民情報の受付に関すること 5 その他情報の集約に関すること 6 通信機器の点検及び確保に関すること
	（避難場所担当） <ol style="list-style-type: none"> 1 避難場所の開設及び運営に関すること 2 避難情報の調査・収集に関すること ※ 避難場所担当を配置しない場合は、1については庶務担当が、2については調査担当が当該事務を処理する
	調査担当 <ol style="list-style-type: none"> 1 巡回班の編成と災害警戒区域等の巡回・広報に関すること 2 現地被害情報の調査と情報収集担当等への速報に関すること 3 建物等（火災以外の被害）の被害認定調査の実施に関すること
	土木事務所 <ol style="list-style-type: none"> 1 情報連絡担当の設置と区警戒本部事務局との相互連携に関すること 2 被害情報・活動情報等の区警戒本部事務局への提供に関すること
	消防署 <ol style="list-style-type: none"> 1 情報連絡担当の設置と区警戒本部事務局との相互連携に関すること 2 区警戒本部事務局への初期情報の提供に関すること 3 被害情報・活動情報等の区警戒本部事務局への提供に関すること 4 罹災証明書（火災）の発行に関すること 5 建物等（火災以外の被害）の被害認定調査の協力に関すること 6 その他消防署の所管に属すること

※ 避難場所担当は、災害の状況により必要に応じて設置する。

第3節 区災害対策本部の設置

区長（区長が登庁できないときは、区災害対策本部の設置、構成及び運営に関する要綱に定める代理者）は、次により、区役所に「区災害対策本部」（以下「区本部」という。）を設置します。

1 設置基準

区本部を設置する基準は、原則として次のとおりとします。

- (1) 市本部が設置されたとき
- (2) 横浜地方気象台から市域を対象とする気象等（大雨、暴風、高潮、波浪及び暴風雪）に関する特別警報のうち、いずれか又は複数の特別警報が発表されたとき（大雪に関する特別警報のみ発表されたときは、第15章雪害対策による。）
- (3) 区域において、総合的な災害応急対策を実施する必要があると認められる規模の風水害による被害が生じたとき
- (4) 区域において河川の堤防の決壊もしくは、氾濫が生じたとき
- (5) その他災害応急対策を実施するうえで、区本部を設置する必要があると認められるとき

2 設置手続

区災害対策本部長（以下「区本部長」という。）は、区本部を設置したときは、ただちにその旨を市長（市本部長）に報告するとともに、区本部の設置構成機関及び区内防災関係機関等に連絡します。

3 廃止基準

区本部長は、次の場合には、区本部を廃止することができます。この場合において、区本部長は、市本部が設置されている間にあっては、あらかじめ、市本部長の承認を得る必要があります。

- (1) 区域において、災害の発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき
- (2) その他区警戒本部に縮小することが適当であると認められるとき

4 廃止通知

区本部長は、区本部を廃止するときは、速やかに、その旨を市長（市本部長）に報告するとともに、区本部の設置構成機関及び区内防災関係機関等に通知します。

第4節 区本部の組織・運営

区本部の組織及び運営は、「災害対策基本法」、「横浜市災害対策本部条例」、「横浜市災害対策本部の組織及び運営に関する規程」及び「区災害対策本部の設置、構成及び運営に関する要綱」に定めるところによります。

1 区本部

(1) 組織

ア 区本部長

区本部長は、区長をもって充てます。

イ 区副本部長

旭区役所部長、資源循環局旭事務所長、旭土木事務所長、旭消防署長及び水道局給水サービス部三ツ境水道事務所長をもって充てます。

ウ 地区隊長及び消防地区本部長

(ア) 次の表の左欄に掲げる地区隊に、同表右欄に定める者をもって充てます。

地区隊	隊長
土木事務所地区隊	旭土木事務所長
資源循環局事務所地区隊	資源循環局旭事務所長
水道局水道事務所地区隊	水道局給水サービス部三ツ境水道事務所長

(イ) 消防地区本部長は旭消防署長をもって充てます。

(2) 職務内容

ア 区本部長

(ア) 市本部長の指揮命令により区本部の事務を統括

(イ) 区副本部長及び区本部各班長に対する指揮命令

(ウ) 各地区隊長及び消防地区本部長への指示又は要請

(エ) 協定締結機関、防災関係機関等に対する応援要請

イ 各地区隊長及び消防地区本部長（旭土木事務所長、資源循環局旭事務所長、水道局三ツ境水道事務所長、旭消防署長）

(ア) 所管する災害応急対策の実施

(イ) 区本部長からの災害応急対策の指示について対応するが、消防地区本部長は、消防局長の命を受け消火、救助等の応急活動を実施するため、区本部長の指示又は要請に応じられないときは、区本部長に対しその旨を通報します。

ウ 区副本部長

(ア) 区本部長の補佐

(イ) 区本部長に事故があるとき、又は区本部長が欠けたときの職務代理

エ 区本部各班長（課長）

班員に対する指示

オ 班員（係長、職員）

班長の指示に基づく災害応急対策

(3) 運営

- ア 区本部長は、区本部班長、地区隊長、消防地区本部及び関係機関からの被害情報等に基づき、区域における災害応急対策を実施します。
- イ 区本部長は、区域における被害状況等について、市本部に報告します。
- ウ 地区隊及び各局出先機関は、必要に応じて、区本部に連絡員を派遣します。
- エ 区本部長は、必要に応じて、区本部会議を開催します。
- オ 区本部会議構成員は、区本部会議において、各班（各隊）の配備体制と緊急措置事項、対応概要等を区本部長に報告します。
- カ 区本部会議には、必要に応じて、関係機関等の出席を求めます。
- キ 区本部長、区副本部長、班長（隊長）等が不在の場合の代理、代決については、あらかじめ別に定めた順位、方法等により行います。

2 事務決裁処理の特例

横浜市事務決裁規程の全部改正について(昭和 47 年 8 月 28 日総文第 22 号)において、次のとおり定めています。

- (1) 災害発生時において、市長又は専決権者が緊急に処理すべき事案について迅速な決裁を行うことができない場所にいる場合又はこれを行ういとまがない場合は、代決権者がその者にかわって臨時に決裁することができます。
- (2) 災害発生時において、緊急に処理すべき事案について決裁を受ける場合の合議について、迅速な決裁を行うことができるよう、合議を省略することができます。

3 資機材等の確保

区本部の開設及び運営に必要な施設を確保するため、区本部が設置される庁舎の管理者等は、次の措置をとります。

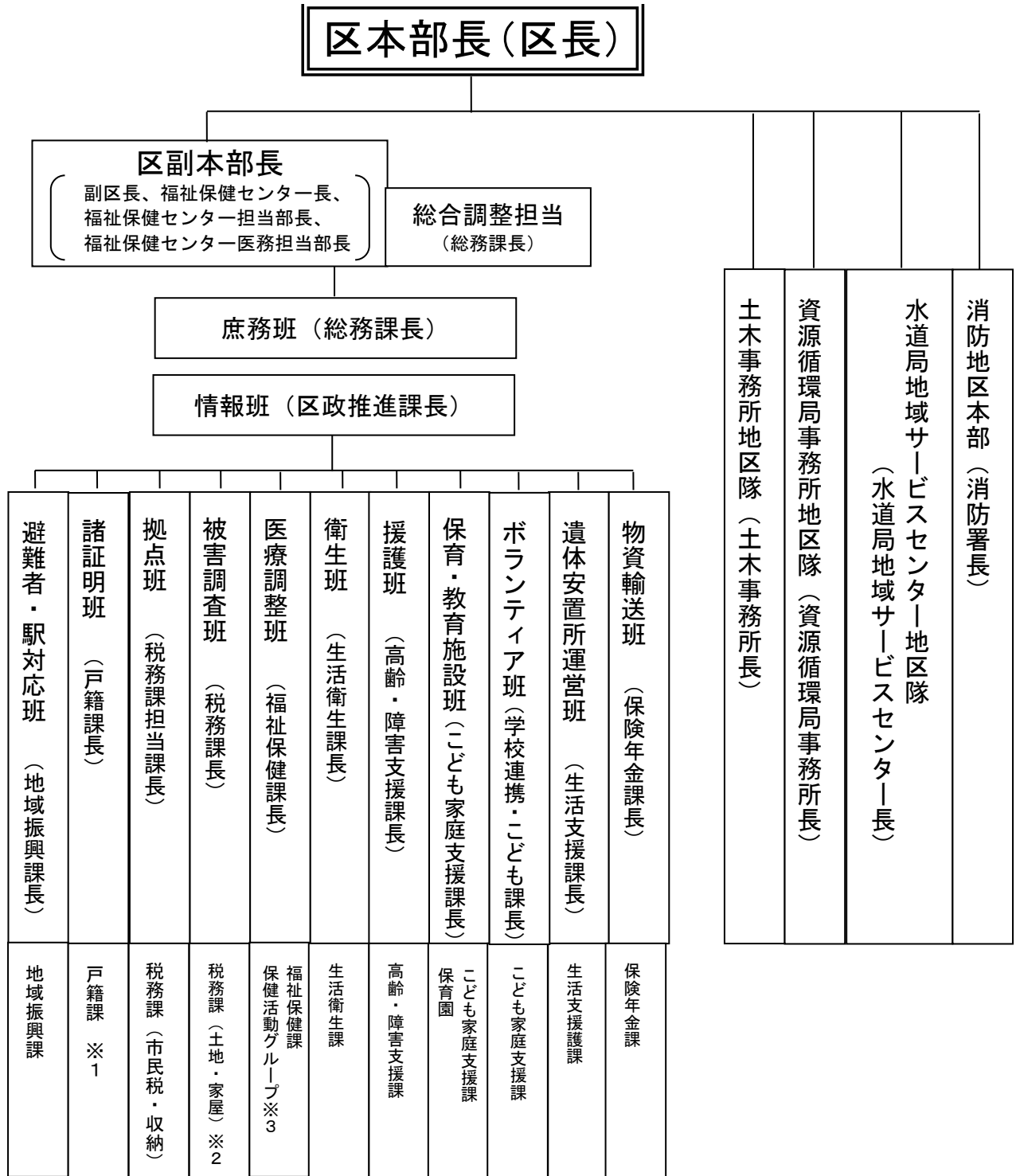
- (1) 区本部は、原則として区役所総務課に開設します。
- (2) 区本部を設置したときは、区長は、直ちに区本部を運営するために次の措置をとり、防災行政用無線設備の保全等区本部の機能を確保します。

区本部の開設に必要な資機材等	<ul style="list-style-type: none">・ 区災害対策図板・ 被害状況表・ 携帯ラジオ・ テレビ・ 可搬型無線機・ その他必要な資機材
確保する通信機器等	<ul style="list-style-type: none">・ 防災行政用無線（固定系、移動系）・ 横浜市アマチュア無線機の機能・ 危機管理システム
自家発電設備、携帯発電機等確保する非常電源	<ul style="list-style-type: none">・ 自家発電設備の点検整備・ 各区所有の携帯発電機の機能点検及び燃料等の確保

4 区本部の組織及び事務分掌

- (1) 各区の被害状況に応じて、区役所間の相互応援を円滑に実施するため、各班の構成課は、原則 18 区全て同じ課とします。
 - (2) 勤務時間内の初動体制では、事前に指定されている各班業務だけを実施するのではなく、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を実施します。
 - (3) 勤務時間外の初動体制では、動員した職員により区本部運営体制を早期に確立し、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を実施します。
- ※ 職員へのバックアップ体制として、交代要員及び保育対応等の職員の確保を考慮します。

【区災害対策本部組織図】



※1 諸証明班は発災後72時間、係長級1名を含む5名を情報班とする。

※2 被害調査班は、発災後72時間、土地担当の係長級1名を含む5名を情報班とする。

※3 医療調整班に保健活動グループを置き、区役所勤務の全保健師（課長級以上は除く）、助産師、栄養士、歯科衛生士、及び事務職を充てる。

【拠点担当について】

戸籍課、税務課（市民税・収納）、高齢・障害支援課、こども家庭支援課（ボランティア班）、生活支援課、保険年金課の職員から、拠点担当を計74名割り当てる。

【区地区隊等の運用について】

- ・地区隊及び消防地区本部は、情報連絡担当者を設置する。
- ・土木事務所地区隊にあっては、道路局長・環境創造局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。
- ・資源循環局事務所地区隊にあっては、資源循環局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。
- ・水道局地域サービスセンター地区隊にあっては、水道局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。
- ・消防地区本部にあっては、消防局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

■ 事務分掌

班	事 務 分 掌
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 区本部の設置及び運営に関する事 2 本部長命令の伝達に関する事 3 区本部の庶務及び記録に関する事 4 区本部内各班の連絡調整に関する事 5 市本部、その他関係機関との連絡調整に関する事 6 報道及び広報対応に関する事 7 災害関連情報に関する事 8 区災害対策計画の立案及び実施に関する事 9 警戒区域の設定に関する事 10 避難指示等に関する事 11 職員応援要請に関する事 12 支援職員の受入れに関する事 13 他都市応援職員の受入れ等に関する事 14 職員の動員に関する事 15 職員の厚生に関する事 16 職員等の安否確認及び罹災状況の把握に関する事 17 食料、飲料、燃料等の確保に関する事 18 庁舎の管理保全に関する事 19 所管車両の保全に関する事 20 区本部の予算、経理に関する事 21 区災害応急対策計画の策定に関する事 22 区災害復旧計画の策定に関する事 23 他の班の所管に属さない事 24 その他特命事項に関する事
情報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報及び河川情報の収集及び伝達に関する事 2 災害関連情報の収集分析及び伝達に関する事 3 被害状況（人的・物的）の集約に関する事 4 応急対策活動の集約に関する事 5 災害関連情報の広報に関する事 6 通信機器等の保全に関する事 7 地区隊、警察、ライフライン機関、その他関係機関との連絡調整に関する事 8 市立以外の学校等の公的施設の被害状況の把握に関する事 9 指定管理施設の被害状況に関する事
避難者・ 駅対応班	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域避難場所、帰宅困難者一時滞在施設の避難者の把握に関する事 2 補完施設の被災状況の把握に関する事 3 避難者の安全確保に関する事 4 二次災害防止に係る避難誘導に関する事 5 主要駅等での情報収集・広報に関する事 6 被害情報等の収集・伝達に関する事 7 帰宅困難者対応に関する事 8 帰宅困難者一時滞在施設の運営または支援に関する事 9 その他必要な事項に関する事

ボランティア班	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティアへの情報提供及び連絡調整に関すること 2 ボランティア、自主防災組織等の活動状況の把握に関すること 3 必要なニーズ等の広報に関すること 4 区の災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること
諸証明班	<ol style="list-style-type: none"> 1 死亡届の受理及び火埋葬許可に関すること 2 建物等（火災以外の被害）の罹災証明の発行に関すること
拠点班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難場所の開設及び運営に関すること 2 避難場所及び周辺地域の被災状況（死者、負傷者等）、運営支援、情報収集、避難者ニーズ対応に関すること 3 地域防災拠点運営委員会との連絡調整に関すること 4 避難者の対応に関すること 5 避難者への情報提供・広聴に関すること 6 区民が任意に設置した避難場所の把握に関すること 7 避難者の生活相談に関すること
被害調査班	<ol style="list-style-type: none"> 1 区内の被害状況の調査に関すること 2 建物等（火災以外の被害）の被害認定調査の実施に関すること 3 災害廃棄物の解体・撤去申請の受付に関すること
医療調整班	<ol style="list-style-type: none"> 1 仮設救護所の設置及び運営に関すること 2 負傷者の医療援護に関すること 3 医薬品、医療資器材等の調達に関すること 4 医療機関の被災状況の把握に関すること 5 診療可能医療機関の情報提供に関すること 6 医師会、医療機関、歯科医師会、薬剤師会との連絡調整に関すること 7 患者搬送に係る連絡調整に関すること 8 精神保健医療相談窓口の開設に関すること 9 避難場所等の巡回診療に関すること 10 被災者の保健活動及び保健活動グループに関すること
衛生班	<ol style="list-style-type: none"> 1 消毒及び衛生に関すること 2 生活衛生に関すること 3 飲料水及び食品の衛生確保に関すること 4 動物の保護収容に関すること 5 感染症の発生予防及び拡大防止に関すること
援護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 要援護者のための福祉避難所の設置及び運営に関すること 2 要援護者の安否確認、避難支援、安全確保に関すること 3 避難所等の要援護者の状況把握に関すること 4 要援護者の福祉避難所の受入れに関すること 5 被災者の生活相談に関すること 6 福祉避難所の閉鎖及び要援護者移送に関すること 7 応急仮設住宅への入居募集に関すること 8 災害弔慰金、災害援護資金等に関すること 9 被災者生活再建支援金に関すること 10 義援金に関すること 11 その他要援護者の支援に関すること

保育・教育 施設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育・教育施設等からの情報収集・情報提供に関すること 2 保育・教育施設等との連絡調整に関すること 3 区本部庶務班との連絡調整に関すること 4 市立保育所の園児の安全確保に関すること 5 市立保育所の施設、園庭の管理保全に関すること 6 市立保育所の保育の早期再開に関すること 7 市立保育所の園児の引渡しに関すること 8 緊急保育に関すること
遺体安置所 運営班	<ol style="list-style-type: none"> 1 遺体安置所の設置及び運営に関すること 2 行方不明者の把握に関すること 3 関係機関（県警、医師会、歯科医師会）との調整に関すること 4 引取人のいない焼骨に関すること
物資・輸送班	<ol style="list-style-type: none"> 1 区集配拠点の設置及び運営に関すること 2 食料、救援物資等の受入れ及び配分に関すること 3 食料、救援物資等の調達・輸送に関すること 4 自動車、その他輸送手段の確保に関すること 5 不足救援物資等の把握に関すること
土木事務所 地区隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の被害状況の把握に関すること 2 道路に係る応急対策の立案及び実施に関すること 3 緊急輸送路等の確保に関すること 4 路上障害物、放置車両の除去等に関すること 5 河川、下水道管きょ、公園緑地の被害状況の把握に関すること 6 河川、下水道管きょ、公園緑地に係る応急対策の立案、実施に関すること 7 工事箇所の保全に関すること 8 区本部、作業隊、その他関係機関との連絡調整に関すること
資源循環局 事務所地区隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 ふれあい収集の対象者等の安否確認に関すること 2 巡回による被害状況、避難場所、道路等の情報収集・提供に関すること 3 収集車を利用した広報、物資運搬等に関すること 4 トイレ対策班への応援に関すること
水道局水道 事務所地区隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水活動及びその際に得られた被災情報の提供に関すること 2 断水や水道の復旧情報の提供に関すること

※ 地区隊及び消防地区本部は、情報連絡担当者を設置します。

※ 土木事務所地区隊にあつては、道路局長・環境創造局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とします。

※ 資源循環局事務所地区隊にあつては、資源循環局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とします。

※ 水道局水道事務所地区隊にあつては、水道局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とします。

※ 消防地区本部にあつては、消防局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とします。

第4章 職員の配置・動員

動員対象となる全ての職員は、区本部が設置されたときは、本計画で定める任務分担に応じて全力をもって災害応急対策に従事しなければなりません。

第1節 職員の配備体制

1 警戒本部設置時の配備

区危機管理責任者（副区長）は、区警戒本部を設置したときは、原則として災害対策配備基準表に定める1号又は2号配備を基本とした体制をとるものとし、災害等の規模及び態様に応じて、人員を増強又は縮小します。

2 災害対策本部設置時の配備

(1) 区長は、区本部を設置したときは、災害等の規模及び態様に基づき、災害対策配備基準表の3号、4号又は5号のいずれかの配備体制をとるものとするが、災害等の規模及び態様に応じて人員を増強又は縮小します。

ただし、市本部長が配備体制を示して配備指令を発令した場合は、その配備体制をとることとし、市本部長の承認がない限り、人員を縮小することができないものとします。

(2) 市本部が設置されていない間において区本部を設置した場合、区本部長は、前記(1)により配備体制を発令します。

3 配備基準

配備体制の内容及び発令基準は、次のとおりとします。

種 別		配 備 体 制	発 令 基 準
警 戒 本 部	1号配備	局地的な被害の発生が予想される場合又は発生した場合に対応するため、情報収集連絡及び小災害に対処できる体制とする。	台風等により、局地的災害の発生が予想される場合に発令する。
	2号配備	局地的な災害が発生し始め、更に被害地域の拡大が予想される場合で応急措置及び防除活動を行うことができる体制とする。	台風等により、局地的災害が発生し始めた場合に発令する。
災 害 対 策 本 部	3号配備	災害の発生が数区にわたり、更に拡大の可能性が強く、災害防除の措置を強化し、災害の拡大を防止するために必要な諸般の応急活動ができる体制とする。	市域を対象とする特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪）が発表された場合又は台風等により数区にわたって災害が発生した場合に発令する。
	4号配備	数区において被害が甚大となり、更に拡大の可能性が強く、災害防除及び救助体制を更に強化し、応急活動ができる体制とする。	台風等により、数区で甚大な被害が発生し、更に市内全域に被害が拡大する可能性がある場合に発令する。
	5号配備	市内全域に被害が続発している場合又は増大しつつある場合で、緊急に総力をあげて対処する体制とする。	台風等により、市内全域に被害が続発している場合、又は増大しつつある場合に発令する。

4 勤務時間内における職員配置

警戒本部又は本部設置時は、必要に応じて通常業務を一部縮小又は停止して、あらかじめ定めた任務分担により職員は配備につきます。

5 勤務時間外の職員配置

警戒本部又は本部設置時は、次節に定める動員計画に基づき、あらかじめ定めた任務分担により職員は参集します。

警戒本部長等は、職員の参集状況に応じ、順次、優先して応急対策を実施する必要がある班を編成します。この場合、優先して編成する班にあらかじめ定められた職員以外の職員を指名して配備につけ、応急活動を命ずることができます。

なお、各配備体制に応じた職員が参集した時点であらかじめ定めた職員による班編成に移行します。

6 動員時の職員の安全衛生管理について

区本部長は、災害応急対策の実施にあたり、発災初期から、従事職員の安全衛生管理上必要な措置を講ずるよう指示します。

なお、具体的な措置としては、被害等の状況、参集人数等の実情に応じ、「災害時の職員の健康管理の手引」を参照し、次の項目について実施します。

(1) 安全確保

従事にあたっては道路や建物の損傷、火災、危険物質の発生などのリスクを予測し、職員の安全対策を確実に実施します。

(2) 体調管理

休養、食事の確保に配慮するとともに、感染症の予防、ストレスへの対処策を実施します。

7 区本部への応援体制

(1) 区本部長は、区本部の要員が不足し、災害応急対策に支障が生じるおそれがあるときは、市本部長に、他の区本部又は各局からの職員派遣を要請します。

(2) 支援命令を受けた各局長及び区長は、支援可能な最大限の職員を指名し派遣します。

(3) 区本部長は、所属職員により災害応急活動又は応急復旧活動に対応できると判断した場合、直ちに支援職員を各所属に復帰させます。

第2節 職員の動員体制

区本部長は、職員の配備状況を、市本部長に報告します。

1 動員命令

(1) 動員命令の発令

区本部長等は、配備の指令を発したときは、その配備体制に基づき職員を動員します。

(2) 勤務時間外の参集

- ア 動員命令が発令された職員は、早急に参集できるよう有効な手段を用いて、直ちに参集しなければなりません。
- イ あらかじめ定められた職員は、動員の指令がない場合であっても、ラジオ、テレビ等により警戒本部設置基準に該当する気象警報等の発表を知ったときは、直ちに参集し、上司の指示を受けます。

2 動員対象者

項目	動員対象者の範囲
動員対象者	<p>区に所属する職員を動員対象者とする。ただし、次の場合については、動員対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none">1 長期にわたる病気や怪我などの身体的な理由により、災害応急対策を実施することが困難であると区長が認めた場合2 災害発生時において、妊娠中又は出産後育児休業取得可能期間に相当する期間を経過しない等の状況にある職員で、災害応急対策に従事することが困難であると区長が認めた場合3 その他区長が認めた場合

3 動員命令の伝達

勤務時間外における動員命令の伝達は、職員安否・参集確認メールによるほか、各所属で事前に定めた連絡方法により行います。

4 区本部長等の代理者の事前指定

区長はあらかじめ、区本部長又は警戒本部長の代理者及びその順位を指定します。

5 参集時の留意事項

職員は、勤務時間外における参集について、自発的かつ速やかに行動を開始します。

(1) 安全確保等

自らの安全を確保し、家族、家屋等の安全を確認します。

(2) 参集者の服装及び携行品

降雨、強風等の状況を踏まえ、安全な服装を着用し、必要に応じて手袋、タオル、着替え、飲料水、食料、懐中電灯、携帯ラジオ等の必要な用具を携行します。

(3) 参集途上の緊急措置

参集途上において、人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察機関へ通報するとともに、直ちに人命救助への協力など適切な措置をとります。

(4) 被害状況等の報告

参集途上知り得た被害状況又は災害情報は、所属の上司に報告します。

特に、病院、道路、橋りょう等の重要施設の被害情報は、できるだけ詳しく把握して報告します。

第5章 情報の収集と伝達

第1節 情報受伝達方針

- 1 災害応急対策には、区内の災害・被災情報の早期把握が重要となることから、区本部で正確かつ迅速な情報の収集・伝達を実施し、対処方針の決定や応援要請等の判断をします。
- 2 防災関係機関や市民等からの様々な情報についても整理・活用します。
- 3 災害時広報は、人心の安定、災害応急対策の促進などの観点からあらゆる手段を用いて積極的に実施します。

第2節 気象庁の行う気象等予報・警報

横浜地方気象台は、県内及び沿岸の海域において気象、洪水、高潮による災害及び被害の発生するおそれのある場合に地域を分けて注意報又は警報を行い、住民や防災関係機関の注意や警戒を喚起します。

1 一般の利用に適合する注意報及び警報の種類等

横浜地方気象台が発表する警報及び注意報の種類及び運用の概要は、次のとおりです。警報は、気象等の現象により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行います。

なお、警報・注意報の種類及び発表基準は、表1のとおりです。

(1) 注意報

気象等の現象により、被害が予想される場合に行います。

強風注意報、風雪注意報、大雨注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、融雪注意報、着氷注意報、着雪注意報、霜注意報、なだれ注意報、低温注意報、洪水注意報、波浪注意、高潮注意報があります。

(2) 警報

重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行います。

暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、波浪警報、洪水警報、高潮警報があり、このうち、波浪、洪水及び高潮を除く警報を「気象警報」と総称します。大雨警報に関しては、警戒が必要な災害（土砂災害、浸水害）について、その旨を示して発表します。

また、地面現象及び浸水に関する警報事項は気象警報に含めて行います。

(3) 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、神奈川県と横浜地方気象台が共同で神奈川県土砂災害警戒情報を発表します。

2 特別警報の発表及び区民等への周知

特別警報は、横浜地方気象台が発表する一般の利用に適合する警報の一種で、警報の発表基準をはるかに超える気象等の現象により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想される場合に行います。

なお、気象等に関する特別警報の種類及び発表基準は表2のとおりです。

また、特別警報が発表された場合、行政は住民等に対する周知の措置が義務付けられていることから、区においてもホームページ、Twitter、広報車などの手段を活用して区民等に対し周知の措置を実施します。

表1 警報・注意報発表基準一覧表（地震津波、火山現象に関するものを除く。）

種類	基準要素	注 意 報	警 報
大 雨	表面雨量指数 ※1	11 以上	15 以上
	土壌雨量指数 ※2	63 以上	109 以上
大 雪	12時間の 降雪の深さ	5 cm	10cm
洪 水	流域雨量指数 ※3	各流域で以下の基準以上 矢上川=11.6、早渕川=10、鳥山 川=6.1、大熊川=4.9、恩田川= 14.2、有馬川=5.5、境川=15.2、 柏尾川=11.6、宇田川=5.1、和泉 川=6.1、相沢川=3.6、いたち川 =8、阿久和川=4.9、新田間川= 9.1、大岡川=12.8、今井川=5.6、帷 子川=9.9、日野川=6.3	各流域で以下の基準以上 矢上川=14.5、早渕川=12.5、鳥 山川=7.7、大熊川=6.2、恩田川 =17.8、有馬川=6.9、境川=19、 柏尾川=14.6、宇田川=6.4、和泉 川=7.7、相沢川=4.6、いたち川 =10.1、阿久和川=6.2、新田間川 =11.4、大岡川=16.1、今井川= 7、帷子川=12.4、日野川=7.9
	複合基準 ※4	各流域で以下の基準以上 早渕川=(5,10)、鳥山川=(5,6.1)、 恩田川=(5,13.2)、境川=(5,15.2)、 柏尾川=(5,11.6)、和泉川= (5,6.1)、いたち川=(5,8)、阿久和川 =(9,3.9)、新田間川=(5,9)、大岡川 =(5,12.8)、今井川=(5,5.6)、帷子 川=(8,7.9)、鶴見川=(8,15.8)	各流域で以下の基準以上 鳥山川=(8,7.2)、境川= (10,18.5)、柏尾川=(8,13.1)、い たち川=(8,9.1)、大岡川= (8,14.2)、今井川=(8,6.3)、帷子 川=(8,12.3)、鶴見川=(8,22.3)
	指定河川洪水 予報による基準	鶴見川（亀の子橋・綱島）	多摩川（田園調布（上））、鶴見 川（亀の子橋・綱島）
暴 風	平均風速	—	25m/s
強 風	平均風速	12m/s	—
暴風雪	平均風速	—	25m/s で雪を伴う
風 雪	平均風速	12m/s で雪を伴う	—
波 浪	有義波高	1.5m	3m
高 潮	潮 位	東京湾平均海面上 1.4m	東京湾平均海面上 2.3m
雷		落雷等により被害が予想される場合	
乾 燥	湿 度	最小湿度 35% 実効湿度 55%	
濃 霧	視 程	陸上 100m 海上 500m	
霜	最低気温	4℃（発表期間は原則として4月1 日～5月20日）	
低 温	最低気温	夏期：最低気温 16℃以下が数日継続 冬期：最低気温 - 5℃以下	
融 雪		※5	
なだれ		※5	
着氷・着雪		著しい着氷、着雪が予想される場合	

注1 神奈川県「記録的短時間大雨情報」は、1時間雨量が100mmを超えた場合に発表する。

注2 警報（大雨、洪水を除く）及び風雪、強風、波浪、高潮、大雪の各注意報では、基準における「…以上」の「以上」を省略。また、乾燥、濃霧、霜の各注意報では、基準における「…以下」の「以下」

を省略。なお、上記以外の注意報では、基準の標記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

- ※1 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報等をもとに、1 km 四方の領域ごとに計算。
- ※2 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km 四方の領域ごとに算出。
- ※3 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km 四方の領域ごとに算出。
- ※4 複合基準は、(表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す。
- ※5 「融雪注意報」及び「なだれ注意報」に関しては、現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であることから具体的な基準は定めていない。

表2 特別警報の種類及び発表基準（地震津波、火山現象に関するものを除く。）

(気象庁 HP : <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/kizyun.html>)

特別 警 報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の 温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	高潮		高潮になると予想される場合
	波浪		高波になると予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、雷を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※ 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をします。

現象の種類	特 別 警 報 の 指 標
大 雨	<p>次の①又は②のいずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合</p> <p>① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km四方の格子領域（メッシュ）が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現した場合</p> <p>② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現した場合（ただし、3時間降水量が150mmを超える格子のみをカウント）</p>
暴 風	<p>伊勢湾台風級（中心気圧930hpa以下、風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合</p> <p>・台風については中心気圧、風速を保ったまま中心が接近・通過すると予想される地域における大雨・暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表</p> <p>・温帯低気圧については風速50m/sが予想される地域における大雨・暴風(雪)・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表</p>
高 潮	
波 浪	
暴 風 雪	
大 雪	

※ 横浜の雨に関する50年に一度の値 48時間雨量：360mm、3時間雨量：138mm、土壌雨量指数：229mm

※ 横浜の50年に一度の積雪深値、32cm（ただし、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いいため、あくまで参考値として示されているものです。）

第3節 気象庁以外からの情報

1 観測情報の収集

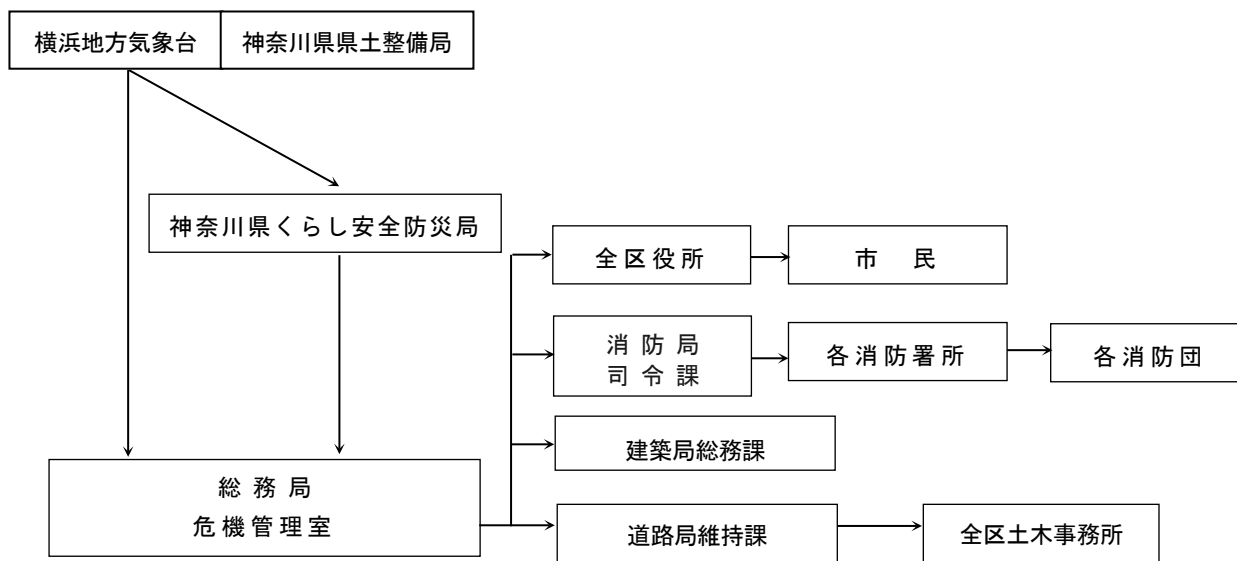
気象庁以外からの情報は、環境創造局雨量監視システム（レインアイよこはま）、道路局水防災情報システム、消防局通信指令システム（気象情報）、その他各局所管のシステム、気象解析等委託機関、横浜地方気象台の端末及び危機管理システム、防災情報Eメール、帷子川大栗橋WEBカメラから収集します。

気象解析等業務委託機関からの情報	横浜防災気象情報、天気予報、降水短時間予測、気象レーダ、アメダス、気象衛星ひまわり雲画像、天気図、台風情報、津波予報、警報注意報
本市・旭区の観測機器等による情報	環境創造局雨量監視システム（レインアイよこはま）、道路局河川水位・遊水地情報、消防局雨量情報、帷子川大栗橋WEBカメラ

第4節 土砂災害警戒情報の受伝達

市内土砂災害警戒区域等における土砂災害警戒情報は、次の受伝達系統図により伝達されます。

【土砂災害警戒情報受伝達系統図】



1 土砂災害警戒情報の受信

区役所は「危機管理システム」及び「電子メール又は無線ファクシミリ」の2系統で総務局長より受信します。

2 受伝達時の措置

(1) 区長は、必要に応じて、所管する施設の管理者等に連絡し、施設利用者へ伝達します。

なお、区長は、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合には、ファクシミリやEメール等により土砂災害に関する情報等を伝達します。

(2) 区長は、神奈川県県土整備局砂防海岸課が提供する土砂災害警戒情報を補足する情報を把握し、避難指示等の発令及び屋内安全確保の指示の参考とします。

※ URL <http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

3 発表対象地域

土砂災害警戒情報の発表対象地域は、次の2つに分割されます。

発表対象地域名称	地域
横浜市北部	鶴見区、神奈川区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、泉区、瀬谷区
横浜市南部	西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区

4 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、土砂災害が土壌中の水分量が多いほど発生の可能性が高く、また、何日も前に降った雨が影響している場合もあるため、これらを踏まえた土砂災害の危険性を示す指標として、土壌雨量指数を使用しています。

※土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）等の雨量データから「タンクモデル」という手法を用いて指数化したものです。地表面を5km四方の格子（メッシュ）に分けて、それぞれの格子で計算しています。

第5節 水防情報の受伝達

1 水防警報の伝達

区役所へは、総務局長が「電子メール又は無線ファクシミリ」で伝達します。

なお、勤務時間外の伝達は、警戒本部設置基準に該当する水防警報が発表になったとき、関係職員に対し、「職員安否・参集確認システム」により伝達します。

2 受伝達時の措置

警戒本部の設置基準に該当する水防警報が発表されたときは、関係局及び関係区は、直ちに警戒本部の設置、職員の配備・動員等の所要の措置をとります。

区長は、必要に応じて、所管する施設の管理者等に連絡し、施設利用者へ伝達します。

3 水防警報の種類、内容、発表基準等

種類	内 容	発 表 基 準
待機	<p>1 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの</p> <p>2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの</p>	<p>気象、予警報等及び河川、海岸等の状況により特に必要と認めるとき</p>
準備	<p>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに水防機関の出動を準備させる必要がある旨を警告するもの</p>	<p>雨量、水位、流量その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき</p>
出動	<p>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの</p>	<p>洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき又は水位流量等、その他河川、海岸等の状況により必要と認めるとき</p>
指示	<p>水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの</p>	<p>洪水警報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき</p>
解除	<p>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの</p>	<p>氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。又は氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき</p>

表 水防警報を行う河川（旭区のみ抜粋）

神奈川県知事が水防警報を行う河川（水防法第 16 条第 1 項）

河川名	支部名	担当水防管理団体	区域	
			自	至
帷子川	横浜川崎治水	横浜市	左岸 旭区上川井町 453 番地先 右岸 同 259 番地先	築地橋を経て海まで
に設置した標柱から				
帷子川 分水路			左岸 旭区白根 1 丁目 188 番 1 及び 188 番 5 地先 右岸 同西川島町 4 番 3 地先	帷子川合流点まで
中堀川			左岸 旭区白根町 554 番地 2 地先 右岸 同 441 番地の 2 地先	帷子川合流点まで
			齋藤橋上流端から	

表 水位観測所（帷子川関連）

No	観測所名	河川名	位置			水防団 待機 水位	氾濫注 意水位	避難判 断水位	氾濫危 険水位	支部名	水防管 理団体
			市	区	町字						
1	御殿橋	帷子川	横浜	旭	下川井町	-	-	(1.50)	(2.40)	-	横浜市
2	今川橋			旭	今川町	-	-	(1.50)	(2.50)	-	
3	宮崎橋			保土ヶ谷	釜台町	2.30	2.80	2.80	3.65	横浜川崎治水	
4	元平沼橋			西	南幸 2 丁目	1.30	1.60	1.60	2.00		

表 水防警報を行う河川の経路表と水防警報の伝達先（旭区該当のみ）

水系	河川名	行政区名
帷子川	帷子川	旭区、西区、保土ヶ谷区
	(帷子川分水路)	旭区、神奈川区、西区、保土ヶ谷区
	(新田間川)	旭区、西区、保土ヶ谷区
	(中堀川)	旭区、西区、保土ヶ谷区

※（ ）内の河川は、神奈川県知事が水防警報を行う河川とされているが、基準水位観測所の設置がない。

第 6 節 災害情報の受伝達

区長（区本部長）は土木事務所地区隊や消防地区本部、市民、警察署等から災害情報の通報を受けた場合、避難・救助等につながる情報は随時ホットラインで市長（市本部長）に報告します。

なお、災害情報に基づき職員等が調査を実施し、確定した被害情報の受伝達は次節に定めるところによります。

第7節 被害情報の受伝達

1 報告する被害種別

人的被害	死者数、行方不明者数、負傷者（重症、軽傷）数
住家被害	全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水の棟数、世帯数、人員数
非住家被害	全壊、半壊、一部破損、浸水、その他の浸水の棟数
その他の被害	田畑の流出・埋没又は冠水面積、文教施設の被害箇所数（1施設1箇所とする。）、病院の被害箇所数（1施設1箇所とする。）、道路の被害箇所数、橋りょうの被害箇所数、河川の被害箇所数、港湾の被害箇所数、砂防施設の被害箇所数、清掃施設の被害箇所数、土砂災害の箇所数、鉄道不通の箇所数、被害船舶の隻数、断水戸数（水道）、供給停止戸数（ガス）、通話不能回線数（電話）、停電戸数（電気）、ブロック塀の被害箇所数、その他の被害箇所数等
罹災世帯、罹災者数	—

2 報告の方法

(1) 危機管理システムへの入力

被害情報の報告にあたっては、危機管理システムの「被害情報」「被害速報」入力により行います。

なお、浸水が広範囲にわたる場合など、被害の状況が明確でない場合は、「〇〇町一帯床上浸水〇〇棟」のように把握した情報内容により迅速に入力します。

(2) 危機管理システム障害時の報告

危機管理システムに障害があったときは、「被害速報様式」により区内の被害情報を速報するとともに、各種被害報告様式により報告します。

なお、この場合、各様式の送付は「電子メール又は無線ファクシミリ・有線ファクシミリにより行います。

第8節 運営及び活動情報の受伝達

1 本部運営状況の受伝達

区長は、区警戒本部又は区本部を設置したときは、危機管理システムの「本部運営状況」により、設置日時、配備人員を入力します。

なお、危機管理システムの障害時にあつては、「無線ファクシミリ又は無線ホットライン等」により速やかに通報します。

2 区本部の活動報告

区本部の各班長は、各班の活動状況を区本部長に報告します。

第9節 広報活動

1 災害時広報

(1) 主な広報内容

時間の推移による緊急性、重要性及び必要性の変化に応じ、次の内容について広報を行います。

主な広報内容
1 災害の状況に関すること
2 避難指示等に関する情報
3 応急対策活動等の状況
4 医療情報（病院、診療所及び薬局等の再開状況）
5 地域防災拠点の開設状況
6 ライフライン等の被害・復旧状況
7 生活支援情報（被害認定調査、罹災証明書の交付、横浜市被災者支援に関する各種制度の案内）
8 死傷者・行方不明者の公表
9 その他市民生活に必要なこと

(2) 広報の実施にあたっては、外国人への配慮として、日本語による広報に併せて、やさしい日本語及び多言語による広報を実施します。

2 広報活動の方法

区本部は、保有するあらゆる広報機能を活用して、被害情報、応急対策活動等の状況、生活関連情報等を迅速・的確に広報します。また、必要に応じて他の機関又は団体等の応援を求めて広報します。

第10節 広聴活動

1 臨時区民相談室の開設

- (1) 区本部は、被災生活の不安の解消、生活の立て直し、自力復興を促進するため、臨時区民相談室を開設し、問い合わせ、相談、要望に対応します。
- (2) 区本部は状況に応じ、区役所や避難場所等において、避難者の問い合わせ、相談、要望に対応します。
- (3) 専門相談については、市本部及び区本部で行います。

2 災害時コールセンターへの設置

横浜市において市災害対策本部が設置された場合、原則として災害時コールセンターが立ち上がります。

なお、災害時コールセンター設置時は、通常の市政案内等の問合せ対応に優先して、災害等に関する問合せ対応に業務を移行し、情報提供します。

(1) 設置場所

災害時コールセンターの設置場所は、横浜市コールセンター内とします。ただし、横浜市コールセンターの建物、設備、電話網に被害が発生し、業務が行えない場合は横浜市庁舎内に設置します。

(2) 役割

災害時コールセンターは、市災害対策本部及び区災害対策本部で把握した情報をもとに市民への情報提供を行います。

3 警察による被災者等への情報伝達・相談活動

警察は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、適切な伝達に努めます。

また、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談窓口等を設置する等、親身な相談活動の実施に努めます。

第6章 水防活動

第1節 水防活動の内容

1 河川等の監視、警戒

道路局河川部、各土木事務所、消防署等は、随時、区域内の河川等(下水等の内水を含む、以下同じ)を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに道路局河川管理課(道路局情報収集班)を通じ、河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めます。

2 水防用資器材の調達

各土木事務所は、水防活動に伴う必要な資器材として、本市水防倉庫備蓄資器材を使用するとともに、緊急調達の方法についてあらかじめ定めておきます。緊急調達してもなお不足する場合は、神奈川県水防支部長に対して資器材の提供を要請します。

3 決壊等の通報及び決壊後の措置

(1) 決壊等の通報

道路局長、総務局長及び区本部長は、堤防等が決壊し又はこれに準ずる事態が発生した場合は、直ちにその旨を該当する河川に応じ横浜治水水防支部に通報します。

(2) 決壊後の措置

堤防等が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合、区役所及び消防署は住民の救出及び避難を第一に行い、土木事務所は横浜建設業防災作業隊等の機関と協力し決壊箇所に応じた水防工法を行い、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めます。

第2節 水防活動の業務分担

水防活動は、総務局、環境創造局、道路局、消防局及び区警戒本部(区本部)が密接に連携を図り実施します。

また、現場活動においては、区警戒本部(区本部)、消防署(消防地区本部)、消防団、所轄警察署等が相互に連絡をとり、効果的に実施します。

区警戒本部（区本部）	
区役所	<ol style="list-style-type: none"> 1 危機管理システム又は危機管理室から受信した気象情報等の土木事務所（土木事務所地区隊）及び区域の防災関係機関への通報 2 土木事務所（土木事務所地区隊）、消防署（消防地区本部）との連絡、また、気象の悪化が予想される場合は重点区域に対する厳重な警戒巡視の実施、事態に即応した措置の実施 3 区域の被害状況の集約、市本部への報告 4 区域住民に対する広報の実施 5 避難指示等の発令及び実施 6 大雨により河川等の増水が予想される場合の、土木事務所及び消防署への親水拠点等河川安全パトロール等の要請
土木事務所 （土木事務所地区隊）	<ol style="list-style-type: none"> 1 水害を未然に防止するため管内の河川等又は遊水池等の水位の観測、重要水防箇所等の監視 2 建設工事現場において、工事現場、あるいはこれに伴う市民への二次的な被害が予想される場合の、建設現場での二次災害の発生を未然防止策の実施 3 水防工法を実施する必要がある場合の、横浜建設業防災作業隊に対する出動等の指示の実施及び技術的な指導 4 河川等から溢水するおそれがある場合又は堤防の決壊場所等において水害防止又は軽減を図るための、積土のう、せき板等の水防工法の実施 5 降雨や河川の水位等の情報収集 6 区警戒本部（区本部）、消防署（消防地区本部）、あるいは県の機関等との連絡 7 管内の河川、下水道施設（水再生センター、ポンプ場を除く）の被害状況の把握、被害箇所の応急措置の実施、環境創造局又は道路局への連絡 8 大雨により河川等の増水が予想される場合の、区警戒本部（区本部）からの要請による、親水拠点等河川安全パトロール等の実施

第7章 土砂災害応急対策

第1節 早期の避難対策

区長（区本部長）は、危機管理システムにより区域の降雨量を把握するとともに、消防署（消防地区本部）、土木事務所（土木事務所地区隊）及び住民等と協力し、大雨警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたとき、又は区域内に相当の降雨があったときは、次により住民等の早期の避難対策を講じます。

なお、区長（区本部長）は、土砂災害警戒情報が発表された場合は、崖崩れが発生した場合に人家に著しい被害を及ぼす可能性がある崖地としてあらかじめ指定した区域の住民に対して避難指示を発令します。その他の崖地についても、住民等からの前兆現象の通報等により、適宜、避難指示等を発令します。

住民等は、前兆現象を発見した場合、区役所（区警戒本部、区本部）に連絡するとともに、切迫した状況と判断したときは自主的に避難する等の適切な行動をとります。

1 事前の避難

具体的に危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対しては、人命の安全を第一とし、迅速かつ沈着な行動を取り避難するよう、具体的な指導を行います。

2 緊急警戒・巡視

土砂災害の発生が予想される場合は、次の箇所を中心に警戒・巡視体制を強化します。

- (1) 急傾斜地崩壊危険区域（特に工事施工前、施工中のものを重点に行う。）
- (2) 土砂災害警戒区域等
- (3) 宅地造成中の箇所（施工者への災害防止指導）
- (4) 災害履歴箇所（特に最近がけ崩れがあった箇所を重点に行う。）

3 住民等への情報伝達

区長（区本部長）は、土砂災害警戒情報が発表されたときや崖崩れの前兆現象を把握したときなど、土砂災害の発生が予想される場合は、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難指示等を発令し、住民等に伝達します。特に、具体的に危険が予想される住民等に対しては、個別伝達に努めます。

第2節 二次災害防止策

1 被災宅地の調査

豪雨等に伴い宅地災害が発生した場合、被害の発生状況を迅速にかつ的確に把握するため、区役所輪番班等が調査を行います。また、調査活動に際し、土木事務所、消防署等の協力を得て調査を行います。

2 応急対策事業等の実施

がけ崩れ等が発生した場合は、建築局の「指定・代替職員」（がけ崩れの現地調査・確認）と連携・協議し、人命・財産等の被害が拡大する等、いわゆる二次災害発生が発生するおそれのある場合には、応急資材整備事業により崩壊した崖面に防災シート被覆等

を行うなどの応急処置を実施します。

第3節 施設の緊急復旧（本市の管理施設）

1 施設利用者への広報等

本市の管理施設に被害があった場合又は発生が予想される場合は、施設の管理者等は、直ちに施設利用者に対し安全な場所に避難するよう放送施設等を活用して指示するとともに、施設の緊急閉鎖等の必要な措置をとります。

2 被害状況の報告

- (1) 施設管理者等は、管理する施設に被害が発生した際は、当該施設の所管区局長等に被害の状況を報告します。
- (2) 所管区局長は、市長（本部長）に被害の状況及び措置について報告します。

第8章 避難と受入れ

第1節 避難行動の考え方

1 避難行動の原則

「避難行動」は、数分後から数時間後に起こるかもしれない災害から「命を守るための行動」であり、居住地の地形、住宅構造、家族構成等によりとるべき避難行動や避難のタイミングが異なることから、風水害等の自然災害に対しては、住民等が自らの判断で避難行動をとることが原則です。住民等は自らの命は自らが守るという意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す警戒レベル相当の情報等に留意し、災害が発生する前に、自らの判断で自発的に避難行動をとります。

2 避難行動

(1) 立ち退き避難（水平避難）

避難場所、近くの高台、公園、近隣の高い建物、強度の強い建物など安全な場所に避難します。

(2) 屋内での安全確保措置

ア 建物の2階以上などへの避難（垂直避難）

屋内の2階以上の安全を確保できる高さへの移動や近隣の高い建物、強度の強い建物へ避難します。

イ 建物内の安全な場所で待避（屋内待避）

夜間や危険が差し迫っている場合など、屋外へ避難するとかえって命に危険を及ぼしかねない場合は、建物内のより安全な場所で待避します。

第2節 避難指示等

風水害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、住民等の迅速かつ円滑な避難行動を促すため、避難指示等が発令します。なお、高齢化の進展等を踏まえ、早めの段階で高齢者等避難を発令する等、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要援護者の避難支援対策を充実・強化する必要があります。また、災害の性質や発災時の状況によっては、あらかじめ指定した避難場所等の屋外に避難することでかえって危険が及ぶおそれがあることから、屋内での安全確保措置を指示することも考慮します。

1 避難指示等の発令

避難指示等は、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、区長名で行います。

ただし、複数の区にまたがる広域的な避難を行う必要があるときは、市長名で行います。

■ 警戒レベルと住民等に行動を促す情報の表

警戒レベル	住民等に避難行動を促す情報	発表・発令主体
警戒レベル1	警報級の可能性	気象庁が発表
警戒レベル2	注意報	
警戒レベル3	高齢者等避難	市・区が発令
警戒レベル4	避難指示	
警戒レベル5	緊急安全確保	

(1) 市本部長又は区本部長による避難指示等の発令

ア 【警戒レベル3】 高齢者等避難

市本部長又は区本部長は、避難の準備を促すため、災害が発生するおそれがある場合等において必要と認める地域の住民等に対し、高齢者等避難を発令します。発令の際には、避難行動に時間を要する高齢者等の要援護者に対して立退き避難を促すとともに、その他の人は避難の準備を整え、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することを促します。

イ 【警戒レベル4】 避難指示

市本部長又は区本部長は、災害のおそれがある場合等において特に必要と認める地域の住民等に対し、避難行動をとらせる必要が生じた場合に避難行動が必要な地域を示して発令します。避難指示の発令時には、指定緊急避難場所等への避難とともに、外が危険な場合には、近隣の安全な場所への避難や「屋内安全確保」をとることを併せて伝達します。

ウ 【警戒レベル5】 緊急安全確保

市本部長又は区本部長は、災害が切迫している状況または、既に災害が発生している場合において、地域の住民等に対し、命を守るための最善の行動を促すため、緊急安全確保を発令します。

2 避難指示等の伝達及び避難誘導

(1) 伝達方法

区本部長及び消防地区本部長は、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、車両による対象区域内の巡回広報、対象世帯への個別訪問・ポスティング、町内会長への個別電話連絡、防災情報Eメール、緊急速報メール、市ホームページ等により避難指示等を伝達し、町の防災組織等の協力を得て避難誘導を行います。

(2) 聴覚障害者への伝達

区本部長は事前登録している聴覚障害者に対し、災害時緊急情報をファクシミリにより配信します。

3 避難・誘導方策

区本部長は、消防、警察、地元自治会、町内会及び関係機関の協力を得て、住民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導に努めます。

また、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の自力避難が困難な要援護者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力も得て、迅速かつ適切な避難誘導に努めます。

4 避難指示等解除

市本部長又は区本部長は、避難指示等を解除した場合は、ただちに車両による対象区域内の巡回広報、対象世帯への個別訪問・ポスティング、町内会長への個別電話連絡、防災情報Eメール、市ホームページ等により、その旨を伝達します。

5 報告等

(1) 区本部長が避難指示等を発令した場合

区本部長は、避難指示等を発令したときは、次の報告事項を無線ファクシミリ又は無線ホットラインにより速やかに報告します。（解除のときも同様に報告する。）

なお、避難情報の報告にあたっては、迅速性が必要なことから、次の報告事項のうち、明らかになった事項から報告し、順次、情報を追加します。

報告事項	1 避難指示等の発令日時
	2 避難の対象地域
	3 避難対象世帯数及び人員数
	4 収容対象施設（学校名、所在地等）
	5 その他必要な事項

(2) 各避難所の活動報告

区本部長は、開設した避難所での活動を、市本部長の指示に基づいて報告します。

第3節 警戒区域の設定及び立ち退き

区本部長は、災害対策基本法第63条に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができます。

第4節 避難場所の開設・運営

1 避難場所

風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、地域住民に対して避難指示等を発令した場合は、原則として、小中学校等の避難場所(指定緊急避難場所)を開設します。ただし、災害の規模、被災状況等に応じて、地区センター等の公共施設や、自治会町内会館等の指定緊急避難場所以外の施設等を避難場所として活用することができます。

2 避難施設の受入れ体制

区本部長は、避難指示等を行い、指定避難場所等を指示した場合は、職員を派遣し、必要な措置を講じるとともに学校長等その施設管理者及び地域防災拠点運営委員会等関係者に通知します。

また、必要と認めるときは、指定緊急避難場所以外の施設等について、施設管理者等の同意のうえ避難場所として利用します。

なお、早めの避難行動に対応できるよう、開錠等について必要に応じて施設管理者又は地域の協力を得ることで、迅速な開設及び避難者の受入れを図ります。

3 避難人員等の掌握

区本部長は、避難場所における避難人員、傷病者の有無、その他必要な事項の確認を行い、その状況を市長（市本部長）に報告します。

第5節 被災者の受入れ

災害により被害を受け、自己の居住場所を失った者を一時的に受入れる必要がある場合は、次により指定避難所その他の公共施設へ受入れます。

1 被災者の受入れ

(1) 受入れ対象者

応急受入れ施設への受入れ対象者は、住家が被害を受け、日常生活を営む場所を失った者としてします。

(2) 受入れ割り当て

区本部長は、受入れにあたっては、被災者の居住地域を勘案して適切な受入れ割り当てを行います。

(3) 受入れ期間

応急受入れ施設への受入れ期間は、避難者の罹災前の住居を復旧、新築する等して住宅を確保することができるまでの間、又は応急仮設住宅へ入居できるまでの間とします。この場合、教育施設等に関しては、応急教育の実施に支障のない範囲及び期間とします。

2 応急受入れ施設の維持管理

区本部長は、避難者への生活必需物資の供与等について配慮するとともに、炊事施設の整備、し尿、ごみ処理等受入れ施設の維持管理について関係局長との総合的な連絡調整にあたります。

区本部長は、し尿、ごみ処理については資源循環局旭事務所、給水については水道局三ツ境水道事務所、要援護者対策については健康福祉局長、外国人対策については国際局長に協力を要請します。

3 報告等

区本部長は、受入れ施設の開設時期、避難受入世帯・人員、避難者の状況、救援物資等の供給状況等について市本部長に報告します。

4 避難場所の運営

区本部長は、避難指示等によって避難した区民に対し、区内の防災備蓄庫の物資を活用するなど、必要に応じて避難生活等に必要な給食及び寝具等の提供を行うことができます。

また、区本部長は、防災備蓄物資に不足が生じた場合には、総務局長に対し、方面別備蓄庫の物資の使用を要請します。

避難場所の運営に際しては、高齢者や乳幼児がいる家庭、妊婦等に配慮した女性専用スペース及び要援護者の男女別々のスペースを確保します。また、ショックやストレスにより妊娠中の女性は切迫早産等の危険度が高まることから、一般の被災者とは別に休息できるスペースを確保します。また、流行している感染症に対し、避難場所での感染拡大を防止するため、感染症患者等の専用スペースや一般の避難者と重ならない動線の確保、健康状態の確認、手洗いやマスクの着用等の感染症対策を実施します。また、動物を苦手とする人や動物アレルギーの人に配慮するため、避難者との動線を分け、台風等の荒天時でも雨風をしのげる場所に、飼い主と同行避難してきたペットの一時飼育場所を確保します。

第9章 帰宅困難者対策

鉄道機関の運行停止等により、主要駅を中心に多くの滞留者や帰宅困難者の発生などの混乱が予測されることから、鉄道機関及び駅周辺事業者等と連携・協力し、帰宅困難者及び徒歩帰宅者の支援を行うなどの混乱防止対策を実施します。

なお、災害の状況により、避難者・駅対応班のみでの対応が困難な場合は、他班からの応援を要請し対応します。

第1節 区本部避難者・駅対応班の設置

区本部長は、主要駅等における混乱を防止するため、避難者・駅対応班を派遣し滞留者や帰宅困難者の状況等を把握するとともに、鉄道事業者、駅周辺事業者、警察等と連携して、災害情報等の広報及び避難誘導等を実施します。

また、風水害・その他の災害等での一時滞在施設の開設時期については、鉄道が長期にわたり運行停止になる場合で、市又は区災害対策本部から要請があったときに、電話やFAX、「帰宅困難者一時滞在施設検索システム『一時滞在NAVI』」等を利用して、区内の一時滞在施設の開設状況や運営状況等を把握し、必要な支援を実施します。

なお、連絡が取れない一時滞在施設については、補充的避難場所と同様に、自転車・バイク等を活用した巡回により情報を収集し、必要な措置を要請します。

第2節 一時滞在施設等の開設・運営

鉄道が長時間に渡って運休する場合など、必要に応じ、帰宅困難者のための一時滞在施設の管理者に対して、施設の開設・運営を市・区災害対策本部から要請し、可能な範囲でトイレ、水道水、災害関連情報の提供等についても依頼します。電話やFAX、「帰宅困難者一時滞在施設検索システム「一時滞在NAVI」」等を利用して、市本部や区本部と一時滞在施設との間で、施設の開設状況や運営状況等を把握し、必要な支援を実施します。

なお、事前に指定された一時滞在施設以外にも、災害発生時に任意に提供された避難スペースについても、可能な限り情報の把握に努め、同様の支援を実施します。(第6部 関連資料 資料8参照)

第10章 救援・救護・区民生活の安定

第1節 物資の供給

災害により住家等に被害を受け、区民が食料と自炊手段を失った場合又は生活必需品を喪失した場合、次により被災者に対して速やかに物資の供給を実施します。

1 供給対象者

物資供給の対象者は、避難所の被災者の他、旅行者、滞在者など、区本部長が必要と認める者としてします。

2 物資の確保と配分

避難者の非常用備蓄食料や持ち出した物資の消費を最優先とし、それら物資がない場合には地域防災拠点の備蓄食料、さらには方面備蓄庫等の物資を利用します。

3 食料供給時の留意事項

誰でもすぐに食べられる食料の供給を基本とし、要援護者等並びにアレルギー疾患患者へ配慮した供給に留意します。また、必要に応じて地域防災拠点運営委員、ボランティア等の協力を得て炊き出しを実施します。

4 供給方法

- (1) 区本部長は、地域防災拠点、区役所等で備蓄している物資を被災者に供給します。
- (2) 区で管理する備蓄物資が不足するときは、市本部物資チームに、物資の供給を要請します。

第2節 備蓄物資で不足する場合の食料の調達

区本部長は、本市の備蓄する物資が不足したとき、又は不足のおそれがあると認められるときは、横浜市災害時物資受入・配分マニュアルに基づき食料を調達します。

1 必要物資の把握

区本部長は、被災者数を集計し、必要な物資の品目及び数量を把握します。

2 本部への要請

区本部長は、備蓄物資による供給が不足する場合は、市本部に調達を要請します。

3 区本部の補完的調達

区本部は、市本部による供給を補完するため、区内に店舗を有する大規模小売業者（大手スーパー等）から、市が締結した協定に基づき店頭在庫を優先的に調達します。

第11章 災害医療

第1節 医療救護活動

1 仮設救護所の設置

区本部医療調整班は、災害医療活動にあたり必要と認めるときは、消防地区本部、区本部各班等と調整し、災害現場、避難場所等に仮設救護所を設置します。

なお、仮設救護所を設置した場合は、区本部医療調整班は、区本部長及び市本部医療調整チームに報告します。

2 横浜市医師会救護隊の要請

区本部医療調整班は、仮設救護所における医療提供のため、横浜市医師会救護隊規程に基づく救護隊の派遣が必要と認めた場合は、市本部医療調整チームに応援派遣を要請します。

第2節 保健衛生活動

災害状況に応じて、保健衛生活動が必要と認められる場合は、区本部に配属されている保健師等は配属先の災害対応業務とは別に区本部医療調整班に集約し、保健活動グループとして避難所や在宅の巡回健康調査等を実施し、感染症対策やこころのケア等が必要な対象を把握し、相談や医療に結びつけるとともに、健康問題の発生を防ぐための保健指導や予防活動を実施します。ただし、緊急を要する場合については、看護職として医療救護隊に協力し、医療救護活動に従事することもあります。同グループにはリーダーとなる保健師を置き、保健活動の全体調整を行います。

第3節 医薬品等の備蓄及び調達等

仮設救護所等で救護隊が使用する医薬品等は、薬局、休日急患診療所等に備蓄した医薬品等を使用します。医薬品等の不足が予想される場合は、区本部医療調整班は、区薬剤師会の協力を得て不足する品目の名称・数量を市本部医療調整チームに要請します。

第12章 ごみ・し尿

第1節 ごみ処理

区本部は、ごみ処理が必要な被災地区や避難所を認めたときは、その状況を資源循環局旭事務所地区隊に報告し、処理を要請します。

- 1 ごみ処理の必要な場所（避難所の場合には、避難者数も）
- 2 ごみの種類、量

第2節 し尿処理

区本部は、し尿の処理が必要な被災地区や避難所を認めたときは、トイレ対策班（資源循環局街の美化推進課）に次の事項を連絡し、し尿処理を要請します。

- 1 被災地区の町名と状況
- 2 収集の必要な避難所、避難者数等

第13章 行方不明者の捜索・遺体の取扱い

第1節 行方不明者の把握

1 届出の受理

区本部長は、捜索が必要とされる者の届出窓口を開設し、捜索が必要とされる者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の必要事項を聴取し記録します。

2 行方不明者の調査

区本部長は、死亡者名簿と避難者名簿の確認や地域防災拠点等における聞き取りを行い、届出のない所在不明者の安否確認を行います。

3 行方不明者の確定

市本部の本部運営チーム及び区本部長は、警察と相互に行方不明者、避難者、死亡者に関する情報を共有し、協力して突合作業を行い届出の重複や生存者の居場所などの確認を行うとともに、行方不明者数を特定するなどの的確な情報の把握に努めます。

4 後方支援活動

(1) 区本部長は、防災関係機関及び町の防災組織、地域防災拠点運営委員会、日赤奉仕団等の自主防災組織の協力を得て、捜索活動のための後方支援活動（警備、交通整理、広報等）を行います。

(2) 区本部長は、行方不明者の捜索、救出活動又は後方支援活動に関する情報を直ちに市本部に報告するとともに、必要に応じて関係各局長に対して、各種協定等に基づく関係機関・業者・団体等に対し消防応援、重機等の出動などの協力を要請します。

第2節 遺体の取扱い

1 遺体安置所

(1) 機能

遺体安置所の機能は災害で亡くなられた遺体を一時保管し、遺体情報を検視検案等により確定させ、遺族のもとに引き渡すための機能を有しています。

(2) 施設の指定

旭区は、旭スポーツセンターを遺体安置所として指定しています。

項目	内容・条件等	対象施設
遺体安置所	遺体の安置、検案、遺留品の保管、身元確認、棺等の納棺用品の保管等	旭スポーツセンター ※必要に応じて、他の施設等を確保

(3) 開設・運営

遺体安置所の開設及び運営は区本部が行い、遺体安置所を開設していない区本部は、職員応援派遣等の支援を行います。

また、各施設状況に応じ指定遺体安置所の設備、遺体搬入等の動線を確認の上、遺体安置所設営マニュアルを作成します。

2 遺体の処理

(1) 遺体の発見と通報

市職員は、災害現場から遺体を発見した場合、又は遺体発見の連絡を受けた場合は、直ちに所轄の警察署又は直近の警察官にその旨を通報します。この時、遺体を搬送する必要がある場合は、発見した場所、状況、発見者などを確実に記録しておくものとし、搬送にあたっては関係機関等の協力を得て所持品とともに速やかに実施します。

(2) 遺体の搬送

市は、捜索により収容された遺体を区本部が設置する遺体安置所へ搬送します。

なお、災害が原因で生死不明の状態で見られるなどで病院へ搬送され、その後病院において死亡が確認された遺体については、遺体安置所へ搬送し、取扱状況及び遺体安置所への搬送の経緯を明らかにしておきます。

(3) 遺体の検視等

検視は、警察が不自然な死亡の状況の有無について調査するために行います。

(4) 遺体の検案

検案は、監察医、法医学専門医、警察協力医又は応援協力により出動した医師が、死因を特定するために行います。

(5) 遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存の処置

区本部長は、検視・検案後、遺体の識別及び人道上の見地から必要に応じ、遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存の措置をとり、「死体票」を作成のうえ納棺し氏名及び番号を記載した氏名札を棺に添付します。

(6) 身元確認

区本部長は、警察、地元自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めます。

(7) 遺体の引渡し

ア 区本部長と警察は検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、相互に協力して遺族又は関係者に引き渡します。

なお、身元が確認できない遺体については、行旅死亡人として取り扱います。

イ 区本部長は、身元不明遺体については、行旅死亡人として、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、顔の特徴、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管します。

ウ 区本部長は、遺体の検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体の氏名等を公表し、遺族等の早期発見に努めます。

(8) 死亡者数の確定と広報

検視・検案を終えた遺体は死亡者数として計上し、計上に当たっては、市本部、区本部及び警察が死亡者名簿等の死亡者に関する情報を相互に共有し確定します。

区本部長は、遺体（死亡者）数、死者の氏名、身元不明遺体数等の広報に当たっては、上記の共有情報をもとに警察と協議のうえ、統一的に行うものとします。

3 火葬

(1) 実施体制

ア 健康福祉局長は、区本部長、遺族から搬送された遺体の火葬を行います。

イ 区本部長は、遺体安置場所等から斎場等へ遺体を搬送する場合は、「災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定」に基づき、(一社)全国霊柩自動車協会に霊柩自動車による搬送を要請します。

ウ 火埋葬等に関する手順の明確化

区本部が行う火埋葬許可書証等発行手続きについては、実施手順をマニュアル化し、遺族への相談に迅速に対応できるようにします。また、通常の実施手順に加え、国からの特例措置も想定した災害時用のマニュアルも作成して対応します。

エ 応急的な火・埋葬

区本部長は、遺族等の引取者がいない場合又は遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は、応急的措置として、健康福祉局長に火葬及び焼骨の仮収蔵を要請します。

■ 火葬場

区分	名称	所在地	炉基数	災害時最大可能件数 (体/日)
市営	久保山斎場	西区元久保町3-1	12基	72
	南部斎場	金沢区みず木町1	10基	60
	北部斎場	緑区長津田町5125番地1	16基	96
	戸塚斎場	戸塚区鳥が丘10-5	6基	36
民営	西寺尾火葬場	神奈川区松見町2-418	8基	60

■ 焼骨の仮収蔵場所

名称	所在地
久保山墓地	西区元久保町 3-24
三ツ沢墓地	神奈川区三ツ沢上町20-6
日野公園墓地	港南区日野中央 1-13-1
根岸外国人墓地	中区仲尾台 7-1
久保山霊堂	西区元久保町 1-1

注 上記の施設で処理できない場合は、区本部長等関係機関と協議を行います。

第14章 災害ボランティア活動

第1節 区災害ボランティアセンターの設置

旭区社会福祉協議会、旭区災害ボランティア連絡会、区本部が連携して、「ぱれっと旭（旭区福祉保健活動拠点）」に旭区災害ボランティアセンターを設置します。

第2節 区災害ボランティアセンターの役割

全国から集まる一般ボランティアの受付や、被災者からのニーズへの対応を円滑かつ効果的に行えるよう、ボランティアと被災者のニーズをコーディネートします。

なお、専門的ボランティアの活動調整は、各所管局が実施します。

第3節 ボランティア活動時の保険

災害ボランティアとして活動する場合、災害に関するボランティア活動中に発生した事故に対して補償する保険（例えば、全国社会福祉協議会の「ボランティア活動保険・天災タイプ」等）への事前加入が必要です。

第15章 雪害対策

第1節 想定される災害

人的被害	転倒、交通事故、除雪作業中の事故、物的損壊に伴う死傷等
物的被害	家屋の損壊、農業用施設の損壊、倒木による物的破損等
交通被害	道路交通の不通、鉄道・バスの運休
ライフライン被害	電線・電話線の切断による停電・通信の途絶、断水等

第2節 応急対策

大雪に伴う活動は、特に総務局、道路局、消防局、交通局及び区警戒本部(区本部)が密接に連携を図り、早い時期に除雪活動等を実施するものとします。

なお、現場活動においては、区警戒本部(区本部)、消防署(消防地区本部)、消防団、所轄警察署等が相互に連絡をとり、効果的に実施するものとします。

1 防災組織体制

「横浜市警戒体制及び警戒本部等の設置に関する要綱」に基づき、気象状況の推移に合わせ、次により応急対策を実施します。

(1) 警戒体制

確立基準	市域を対象とする大雪注意報(12時間降雪の深さが5cm以上)が発表されたとき
構成	区警戒本部を構成する署所
警戒体制時の措置事項	区長は、必要な資機材の点検、調達等活動体制の準備及び警戒本部に速やかに移行できる体制を確保する。また、勤務時間外は、常時連絡が取れる体制を確立し、必要に応じて職員の配備等を指示する また、降雪の状況により、除雪等必要な活動を実施する

(2) 区警戒本部

設置基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域を対象とする大雪警報（12 時間降雪の深さが 10cm 以上）が発表されたとき 2 区域において、積雪により都市機能の阻害が予想される場合、又は被害が発生したとき 3 市警戒本部長が指定する区 4 その他 	
警戒本部長	区危機管理責任者（副区長）	
構成	区役所（土木事務所を含む。）、消防署	
運営	設置通知・ 廃止通知	区警戒本部を構成する部署へ通知し、市警戒本部に報告する
	警戒本部 会議	区警戒本部長は、情報交換や活動方針の協議のため、必要に応じて区警戒本部会議を開催する
	職員の派遣	土木事務所長及び消防地区本部長は、必要に応じ、情報収集及び連絡調整のため、区警戒本部に職員を派遣する
廃止基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 区本部が設置されたとき 2 大雪警報が解除され、区内における活動がおおむね完了したとき 3 その他必要と認めるとき <p>（注） 市警戒本部設置時に廃止する場合は、市警戒本部長の承認を得るものとする</p>	

(3) 区本部

設置基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路交通機能の阻害及び、多数の被害が発生したとき 2 区長が必要と認めるとき 3 市域を対象とする大雪に関する特別警報が発表されたとき 4 市本部長より区本部設置の指示があったとき 	
本部長	区長	
構成	区役所（土木事務所を含む。）、消防署	
運営	設置通知 廃止通知	区本部を構成する部署へ通知し、市本部に報告する
	本部会議	区本部長は、活動方針の決定その他活動の統制を図るため、区本部員を招集し、本部会議を開催する
	職員の派遣	土木事務所長及び消防地区本部長は、情報収集及び連絡調整のため、区本部に職員を派遣する
廃止基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 区内における応急活動がおおむね完了したとき 2 区警戒本部に縮小することが適当であると判断されるとき <p>（注） 市本部設置時に廃止する場合は、市本部長の承認を得るものとする</p>	

(4) 職員の配備

大雪時における職員の配備は、市防災計画第3部第6章「職員の配備・動員」に基づき、区の実情を考慮して、動員予定者をあらかじめ定めておきます。

区警戒体制	連絡体制の確保、事前準備等に必要な人員で区の実情による
区警戒本部	輪番班体制・1号又は2号配備とするが、区局の実情により適宜増員又は減員する
区本部	3、4、5号配備のいずれかの配備とするが、区局の実情により適宜増員又は減員する

2 応急活動

(1) 情報の収集

区警戒本部（区本部）は、テレビ・ラジオ等の情報に注意するとともに、概ね次の情報を収集し、市警戒本部（市本部）に報告します。

- ア 積雪情報
- イ 市民利用施設の状況
- ウ 職員配備状況
- エ 活動状況
- オ 被害情報（人的・物的）
- カ 住民の避難情報
- キ その他必要と認める情報

(2) 被災者等の受入れ

区役所は、家屋の損壊等による被災者が発生した場合、又は公共交通機関の途絶により、帰宅困難者が発生し、交通機関等から要請があった場合で、やむを得ないときは、地域防災拠点、地区センター、スポーツセンター、公会堂などの公共施設を避難場所として提供し、毛布等の供給など必要な協力を行います。

3 業務内容

区役所として、次の業務を実施します。

旭区本部	業務分担
区役所	<ol style="list-style-type: none">1 区警戒本部（区本部）等が必要とする情報の収集・伝達2 危機管理システム等により受信した大雪に関する情報等の土木事務所（土木事務所地区隊）及び防災関係機関への通報3 区役所利用者の安全確保4 被災者等の発生に伴う避難誘導及び避難場所の開設5 隣接区と協力した避難受入れの実施6 避難者（帰宅困難者を含む）に対する支援7 区民への安全広報の実施8 降雪状況及び被害状況の把握9 市民利用施設等の利用情報に関する情報の提供
土木事務所 （土木事務所地区隊）	<ol style="list-style-type: none">1 道路交通の緊急確保<ul style="list-style-type: none">・雪害対策道路等の決定・通行規制区間の設定（警察署との協議による。）・早期除雪活動の実施2 事故の未然防止<ul style="list-style-type: none">・融雪剤、凍結防止剤の散布等による凍結防止措置の実施

第4部：災害復旧と復興事業

第1章 被災者の生活援護

第1節 生活相談等

区本部長は、被災した市民の生活の立直しを援護し、自力復興を援助するため、所管する業務に関する問合せ、相談、要望等に対応します。

1 生活相談（区本部における対応）

区本部長は、臨時区民相談室を継続して開設し、市民生活の早期回復のための相談・要望等に対応するとともに、相談等で得られた有用な情報を関係局長に提供します。

2 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

市民の生活援護のために、区本部長は、規則等で定める規模以上の災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を、また、身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給します。

3 災害援護資金の貸付け

区本部長は、県内で災害救助法による救助が行われた災害により家財等に被害のあった者に対して、市条例に基づき災害援護資金の貸付けを行います。

また、災害救助法の適用に至らない小災害時には、区社会福祉協議会において、生活福祉資金の貸付相談等を受け付けます。

4 災害見舞金・弔慰金の交付

区本部長は、市内に居住する者及び市内で事業を営む者が災害による被害を受けたときは、被災者又はその遺族に対して、見舞金及び弔慰金を交付します。

なお、横浜市災害弔慰金の支給等に関する条例が適用された場合には、交付しません。

第2節 被害認定調査と罹災証明

区役所及び消防署は、災害対策基本法第90条の2に基づき、次のとおり、遅滞なく被害認定調査を行い、罹災証明書を交付します。

1 被害認定調査と罹災証明書交付の分担

区分	被害認定調査担当部署	罹災証明書交付部署
火災以外の被害	区役所	
火災・消火損	消防署	

2 被害認定調査

建物被害における全壊、半壊等の罹災程度については「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づく被害認定調査により判定します。

被害認定調査の結果（全壊、半壊等）により、各種支援制度の支援内容が異なるこ

とから、公平かつ公正な調査を実施します。

また、消防署は災害対策基本法第5条第3項に基づき被害認定調査に協力します。

3 罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成

罹災証明書は、被害認定調査によって判定した住家の被害程度等について証明するもので、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく支援金の支給や市税等の減免を受ける場合等に必要となるものです。被災者から申請があった場合は「風水害時の被害認定調査（火災を除く）及び罹災証明書発行の手引き」に基づき、交付するとともに、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を作成します。

第3節 市民税の減免等

災害により被害を受けたとき、所定の申請により、必要があると認められる場合は、市税の減免や、市税の延滞金の減免、市税の納期限の延長等を受けることができます。

市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等
1 個人市民税（県民税を含む。）の減免
2 固定資産税及び都市計画税の減免
3 市税の延滞金の減免
4 市税の納期限の延長
5 市税の徴収猶予
6 国税の特別措置
7 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の徴収猶予等
8 国民年金保険料の免除・給付猶予・学生納付特例
9 児童福祉施設措置費の減免
10 保育所の保育料の減免
11 老人ホーム入所に伴う費用徴収
12 水道料金等の免除
13 公共料金・使用料等の特別措置（水道料金等を除く。）
14 一般廃棄物処理手数料の減免
15 市営住宅使用料の減免
16 放送受信料の免除
17 住民票の写し、印鑑登録証明書等の交付手数料

第5部：火山災害対策

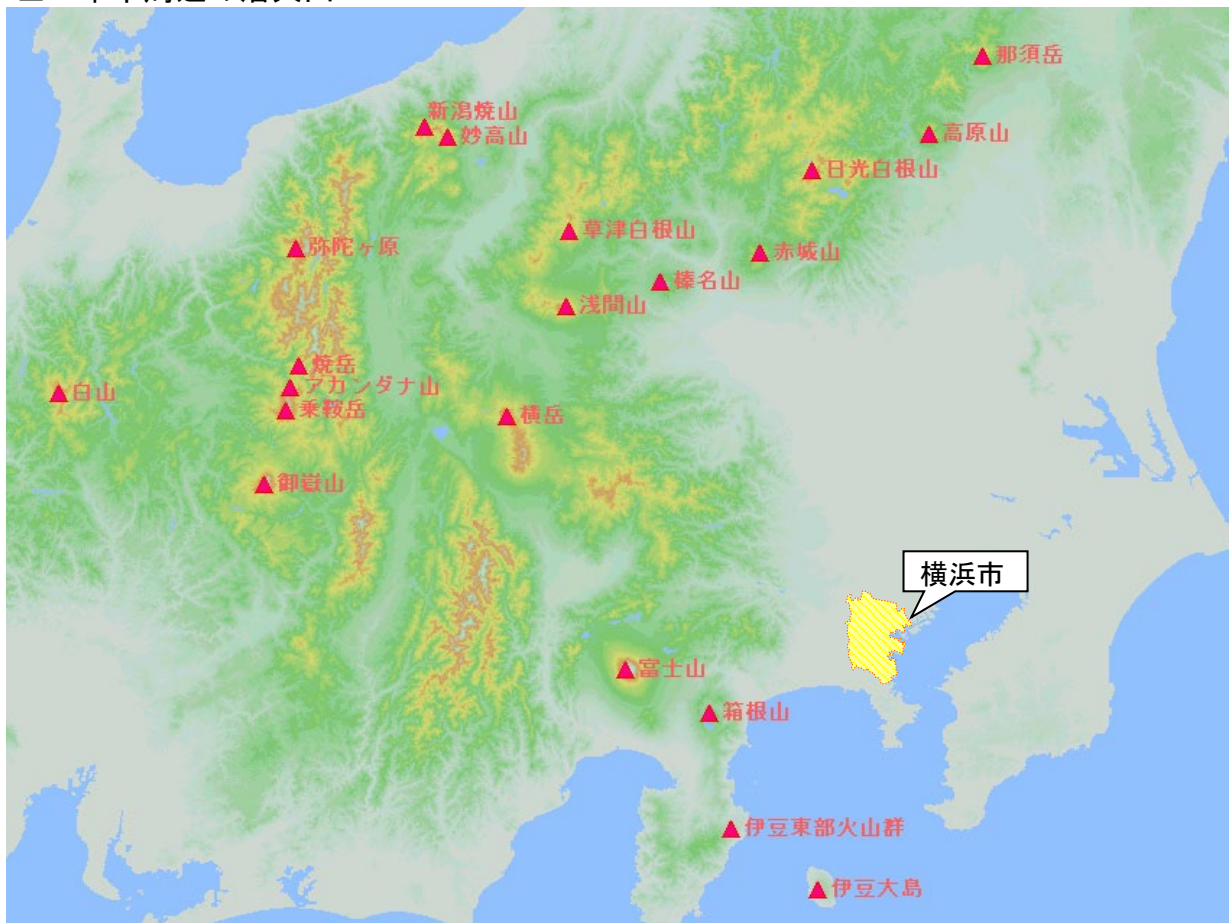
第1章 被害の予測

第1節 火山の噴火による影響

1 本市周辺の活火山

本市周辺には、富士山をはじめとして、箱根山や伊豆大島など、複数の活火山があります。本市から最も近い活火山は、箱根山で、山頂から本市境まで約45km、富士山は、山頂から本市境まで約70kmの位置にあります。

■ 本市周辺の活火山



出典：気象庁ホームページ

2 火山の噴火により発生する現象

富士山等で大規模な噴火が発生した場合、「溶岩流」及び「火砕流」の流出や、「噴石」（火山岩塊、火山れき）及び「火山灰」の噴出等が発生するとされています。

(1) 溶岩流

マグマが火口から噴出して高温の液体のまま地表を流れ下るもの
流下速度は比較的遅く人の足による避難が可能な場合もある

(2) 火砕流

高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって急速に山体を流下する現象
流下速度は時速数十 km から百数十 km、温度は数百℃にも達する

(3) 火山岩塊

火口から噴出する直径 64mm 以上の岩石

(4) 火山れき

噴火により噴出した小さな固形物のうち直径 2mm 以上 64mm 未満のもの

火口から 10km 以上遠方まで風に流されて降下する場合もあるが、噴出してから地面に降下するまでに数分～十数分かかる

(5) 火山灰

噴火により噴出した小さな固形物のうち直径 2mm 未満のもの

時には数十 km から数百 km 以上運ばれて広域に降下・堆積し、水質の変化や管路のつまり、健康への影響、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼす

3 本計画で対象とする噴火

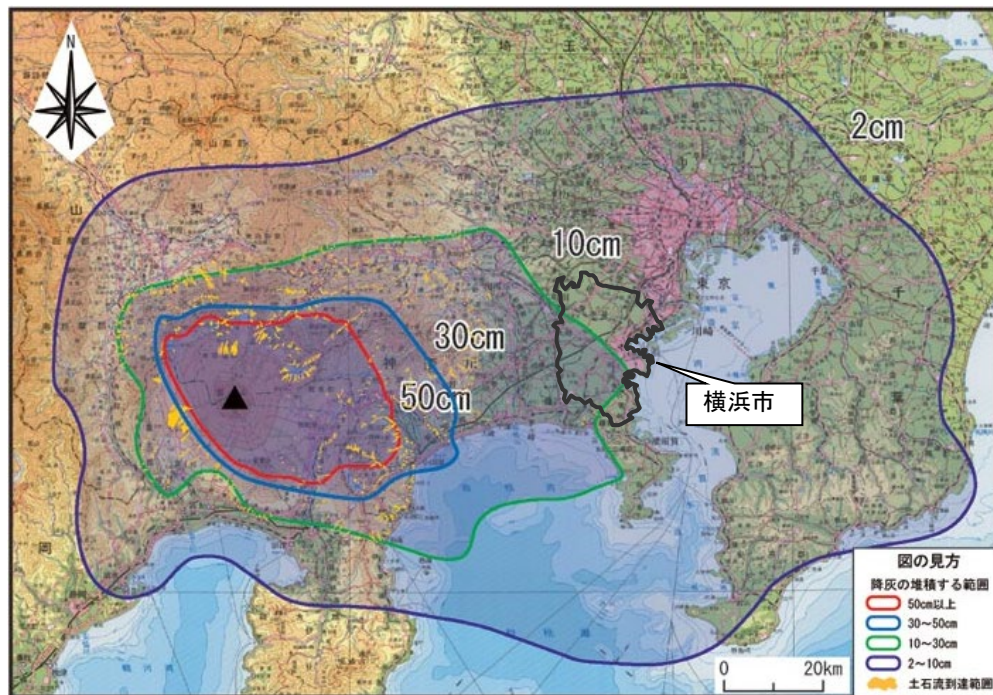
本市においては、火山からの距離等の理由から、溶岩流や噴石等の影響はないとされており、主に富士山の噴火による「火山灰」の降下（降灰）による影響が大きいと予測されています。1707年に発生した富士山の宝永噴火のような大規模な噴火が発生する可能性は、小規模な噴火が発生する可能性に比べ低いとされていますが、今後そのような大規模な噴火や、それをさらに上回る噴火の発生の可能性も否定されていません。また、噴火の発生間隔に明確な規則性がないことから、将来の発生時期を予測することも困難であるとされています。

そのため、本計画では、これまで富士山で発生した最大規模の噴火（平成 16 年に「富士山ハザードマップ検討委員会」で想定された噴火）を対象とします。（宝永噴火等と同程度の噴出量：約 7 億 m³）

第 2 節 降灰予測

降灰は、一年を通した偏西風の影響で、富士山の東側に多く堆積すると予測されています。降灰は広範囲にわたり、家屋が倒壊する可能性のある 30 cm の堆積範囲は小田原市に達し、本市付近においては、土石流の発生する可能性が高くなる 10 cm 前後の堆積が予測されています。

■ 富士山降灰可能性マップ



※このマップは、富士山ハザードマップ検討委員会が平成16年に作成したもので、1707年の宝永噴火と同程度の大規模噴火を想定し、様々なケースの降灰の数値シミュレーション結果を包括した影響範囲図です。そのため、一度の噴火で全ての範囲に火山灰が堆積するものではなく、また、中小規模噴火の場合は、降灰の厚さがこれを下回ることとなります。

第3節 火山灰による被害

1 火山灰とは

火山灰は、噴火の際に、火山から放出される固形物質のうち、直径が2mm未満のものと定義されており、ざらざらした砂状のものから、最小では小麦粉よりも細かい粒子まであります。火山のすぐ近くでは非常に熱いことがあります。大気中で冷却されるため、火山から遠くに降り積もる時には冷たくなっています。

2 火山灰の成分等の特質

「灰」というと燃えかすのようなものが想像されますが、実態としては、軽石や岩石が砕かれたものであり、ガラスの破片のように鋭い破面を持ったものも含まれています。また、噴火直後の火山灰粒子は、酸性の皮膜に覆われており、肺や目に刺激を与えることや、この皮膜は降雨等により取り除かれますが、その結果として、水質の悪化や農作物への影響を生じることがあります。

そのため、火山灰が与える影響として、呼吸器系の不調、角膜剥離等の目の症状、皮膚への刺激といった健康被害、給水への支障、農作物被害等といった社会的な問題が生じることがあります。

3 大量の火山灰の堆積による被害

火山灰は、雪のように溶けることはなく、水を含むと互いにくっつき、密度を増し、コンクリート状となって重くなり、家屋を倒壊させることもあります。

また、大量の火山灰は、河川の河床を上げ、河川の氾濫、土石流の発生等を誘発し、生命を危険にさらし、生活基盤を破壊することがあります。

さらに、農作物や牧草等に付着するとなかなか排除することができず、大量の火山灰が堆積すると草木が枯れ、農業や畜産業に甚大な被害をもたらすこととなります。

4 その他の被害や特徴

火山灰は、自動車のエンジンフィルターを詰まらせたり、スリップを誘発するなど、車両の走行に影響を与え、航空機においては、エンジンが火山灰を吸引すると停止してしまうため、火山灰が浮遊する航路は全く使用不可能となってしまうなど、交通へ大きな支障を及ぼすものとなります。

また、電柱等の^{がいし} 碍子の漏電により停電が発生する可能性があり、断水など、市民生活に大きな影響を与えるおそれや、細かい粒子によりパソコン、コンピュータ等の電子機器が故障し、通信、金融といった現代産業に大きな打撃を与えることなども懸念されています。

さらに、大気を浮遊する火山灰は太陽光を遮り、昼間でも真っ暗になることがあり、大規模な噴火は地球全体の気流変動をもたらす気温低下などの異常気象を招くこともあります。

■ 降灰の特徴及び課題（富士山ハザードマップ検討委員会報告書より）

項目	留意すべき特徴、対応上の課題
発生条件	高い噴煙柱が形成された場合に大量降灰となる。
発生時間	噴火が始まってから降灰が降り積もるまで時間的余裕がある。
危険性	直接死傷する危険性はほとんどない。
	火口周辺や風下など、高温の火山灰・火山れきが大量につもる場合は、木造家屋が火災を起こす危険性がある。
	体育館などの避難所でも降灰の重量で被害を受けるものがある。
	降灰中の屋外作業は転倒・車両走行不能・交通事故の危険性がある。
	降灰により道路上で車両が立ち往生した場合にはその後の道路確保を困難にする。
	交通機関が広域的に停止し、停電・信号故障が発生する可能性もあり、救援活動も停滞する。灰粒子浮遊により、航空機は飛べなくなる。
	交通支障により、生活物資の搬送が行えなくなる。
	東京などでも大量の帰宅困難者が発生する。
	経済活動に広域的かつ甚大な影響を与える。
	健康被害（気管支など）が多数発生する。
	積もった降灰から火山ガスが発生する場合があります、風通しの悪い場所では火山ガス中毒の危険性もある。
降灰によって発生した土石流などによって流出した土砂が河床上昇を引き起こし、洪水氾濫の危険性が増大する。	
土石流・浸水被害が続く。	
範囲	大量の降灰は高層風によって運ばれるため、大量降灰域は東方を中心とする可能性が高い。
	きわめて広範囲(南関東一帯)に降灰があるため、降灰域外への避難は不可能
対応	30cm以上堆積すると建物に被害が出る可能性があるが、降灰の休止中に灰下ろしができるれば被害を免れる。
復旧	道路確保や市街地の復旧、河床上昇対策に多大な除灰作業が必要となる。

5 被害の想定

降灰量ごとの被害の想定とその対処法は次のとおりです（富士山火山防災対策協議会より）。

降灰量 (積もった 厚さ)	規模	想定される被害など	対処法
64cm	極めて大量	60%の木造家屋が全壊	堅固な建物に避難
50cm		30%の木造家屋が全壊	
32cm		降雨時、30%の木造家屋が全壊	
30cm	大量	降雨時、木造家屋が全壊する恐れあり	危険があれば避難
10cm	極めて多量	降雨時、土石流が発生	屋内退避
5 cm		道路が通行不能	
2 cm		何らかの健康被害が発生する恐れあり	
1 mm 以上	多量	車の運転は控える	外出を控えて窓を閉めるか、マスクなどで防護
1 mm 未満	やや多量	車は徐行運転となる	
0.1mm 未満	少量	車のフロントガラスに灰が積もる	

第2章 災害予防

第1節 火山情報の伝達体制

1 火山の監視・観測

気象庁では、気象庁本庁(東京)及び札幌・仙台・福岡の各管区気象台に設置された「火山監視・情報センター」において、活火山の火山活動の監視が行われています。

活火山のうち、「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として火山噴火予知連絡会によって選定された、富士山や箱根山などの50火山については、噴火の前兆を捉えて噴火警報等を適確に発表するために、地震計、傾斜計、空振計、GPS観測装置、遠望カメラ等の火山観測施設を整備し、関係機関(大学等研究機関や自治体・防災機関等)からのデータ提供も受け、火山活動を24時間体制で常時観測・監視しています。

これらの観測・監視の成果を用いて火山活動の評価を行い、居住地域や火口周辺に危険を及ぼすような噴火の発生や拡大が予想された場合には「警戒が必要な範囲」(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)を明示して噴火警報を発表しています。

2 火山観測の方法

火山の観測は、気象庁等により、主に次のような方法で行われています。

(1) 震動観測

地震計により火山及びその周辺で発生する微小な火山性地震や火山性微動をとらえるもの

(2) 空振観測

噴火等に伴う空気の振動を観測するもの

(3) 遠望観測

夜間でも星明かりのようなわずかな光で見ることのできる高感度カメラ等により火山を遠望し、噴煙の高さ、色、噴出物(火山灰や噴石)、火映などの発光現象等を観測するもの

(4) 地殻変動観測(GPS、傾斜計等による地殻変動の観測)

地下のマグマの活動等に伴って生じる地盤の傾斜変化や山体の膨張・収縮を観測するもの

(5) 熱観測

赤外熱映像装置を用いた火口周辺の地表面温度分布の観測や、サーミスタ温度計を用いた噴気地帯等の地表面温度の観測から、熱活動の状態を把握するもの

(6) 機上観測

関係機関の協力によりヘリコプターや航空機によって、上空からカメラや赤外熱映像装置を用いて、地上からでは近づけない火口内の様子(温度分布や噴煙の状況)や噴出物の分布について観測・把握するもの

(7) 火山ガス観測

マグマが浅部へ上昇すると、二酸化硫黄の放出量が増加することから、小型紫外線スペクトロメータ（COMPUS S）という装置を用いて二酸化硫黄の放出量を測定するもの

(8) 噴出物調査

噴火が発生した場合、大学等研究機関と協力して、降灰や噴出物の調査を行い、噴火の規模や特徴を把握するもの

3 噴火警報等の種類と発表

(1) 噴火予報・警報の種類

ア 噴火警報

居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、気象業務法第 13 条の規定により、気象庁火山監視・情報センターから、予想される影響範囲を付した名称（※）で発表されます。

※ 名称は警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」となります。なお、「噴火警報（居住地域）」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられています。

イ 噴火予報

火山活動が静穏な状態が予想される場合に、気象業務法第 13 条の規定により、気象庁火山監視・情報センターから、発表されます（なお、噴火警報の解除は、噴火予報として発表）。

(2) 富士山の噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて、5段階に区分して発表する指標です。住民や登山者・入山者等に必要に対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」、「避難準備」、「入山規制」、「火口周辺規制」、「活火山であることに留意」のキーワードをつけて発表されます。富士山や箱根山のように噴火警戒レベルが導入されている火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルが発表されます。

なお、国の活動火山対策特別処置法に基づき、国が指定する各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施し、とるべき対策等を定めることとされています。

■ 富士山の噴火警戒レベル

予報警報		対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者への対応	想定される現象等
噴火警報	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地からの避難等が必要	・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）
			4 避難準備	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている。）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要	・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険。）
噴火警報	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等	・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、又は、地震、微動の増加等、火山活動の高まり
		火口から少し離れたところまでの火口周辺	2 火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活 火口周辺への立入規制等	・影響が火口付近に限定されるごく小規模な噴火の発生等
噴火予報		火口内等	1 平常	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）。	特になし	・火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）。

(3) 噴火速報

噴火速報は、火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山において、噴火の発生事実を迅速に発表する情報で、周辺の住民や登山者等に対して火山が噴火したことを端的にいち早く伝えることにより、身を守る行動を取っていただくための情報です。

ただし、普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合や、噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合には発表されません。

(4) 降灰予報

降灰予報は、降灰の範囲や降灰量等について、噴火前、噴火直後、噴火後の3段階に分けて発表されます。

ア 発表の流れ

降灰予報(定時)	<ul style="list-style-type: none">・ 噴火警戒レベルが上がるなど、活動が高まり噴火の可能性が高い火山に対して発表・ 噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表・ 18時間先までに噴火した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を予測
降灰予報(速報)	<ul style="list-style-type: none">・ 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表・ 降灰予報(定時)を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表・ 降灰予報(定時)が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表・ 噴火後速やかに(5~10分程度)発表・ 噴火発生から1時間以内の降灰量や小さな噴石の落下範囲を予測
降灰予報(詳細)	<ul style="list-style-type: none">・ 噴火時刻、噴煙高などを用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表・ 降灰予報(定時)を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表・ 降灰予報(定時)が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表・ 噴火後20~30分程度で発表・ 噴火発生から1時間ごと6時間先までの降灰量や市町村ごとの降灰開始時間を予測

イ 降灰量階級表

降灰予報では、降灰量を降灰の厚さによって「多量」「やや多量」及び「少量」の3階級で区分し、表現されます。

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ※1		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる 	視界不良となる 	外出を控える 慢性的喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気腫など)が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦厚さ<1mm 【注意】	白線が見えにくい 	明らかに降っている 	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある(およそ0.1~0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始)	稲などの農作物が収穫できなくなったり※2、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる 	降っているのが ようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※2

※1 掲載写真は気象庁、鹿児島市、(株)南日本新聞社による

※2 富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による想定

出展：気象庁ホームページ

(5) 火山現象に関する情報

情報等の種類	内容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じ適時発表
火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報	毎月上旬又は必要に応じ適時発表
月間火山概況	前1か月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎月上旬
噴火に関する火山観測報	噴火が発生した時に、発生時刻や噴煙高度等の情報	随時

4 市民等の災害対応力の向上

(1) 区は、市民や事業者等に対し、火山災害についての正しい理解が進むよう、火山災害に関する情報の提供や降灰等から身を守る手段等についての普及啓発に努めます。

(2) 区民は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを基本とし、大規模断水など、ライフラインが寸断された場合にも生命を維持するため、最低3日分の飲料水（1人9リットル）や食料等を備蓄する必要があります。

また、日頃から、火山災害に関する知識等の習得に努めるとともに、マスクや目を守るゴーグル、衣料品などの備蓄、生活用水の汲み置き、地域での防災訓練等への参加、町の防災組織などを単位とした地域での降灰への対応要領の確認などに努めることが重要です。

(3) 事業所は、事業所内での対策の確立、防災資機材や最低3日分の飲料水、食料等の備蓄など、従業員や来客の安全確保に努めるとともに、その社会的責任を果たすため、事業所の資源や特性、組織力を活かし、地域の防災活動への参加や町の防災組織等との連携強化などに努める必要があります。

(4) 小中学校では、児童・生徒等が火山災害から身を守れるよう、発達段階に応じた継続的な防災教育等を実施します。

第3章 応急・復旧対策

災害発生後、被害等の情報を直ちに把握することが、その後の応急対策を効果的に実施するため不可欠です。

そのため、市本部及び区本部が把握又は推定した被害に関する情報等に基づき、速やかに応急対策を実施するとともに、市本部、各地区隊・地区本部、区内の防災関係機関等とも連携した応急対策も推進します。

応急対策の実施にあたっては、区民の生命・身体の安全を確保することを最優先に、被害の拡大や二次災害等の発生防止等に努めるとともに、避難場所、食料等の物資等の確保、緊急輸送路等の交通確保などを重点的に実施します。

また、市民生活の安定のため、ライフライン事業者等と連携した応急復旧活動、市民等への適時適切な広報などについても、状況の推移に応じて実施します。

第1節 災害対策本部等の設置

旭区では、次の組織体制により災害応急対策等を実施します。

1 区警戒体制

(1) 区警戒体制責任者

区危機管理責任者（副区長）

(2) 警戒体制の確立基準

ア 市警戒体制が確立されたとき

イ その他、区危機管理責任者が必要と認めたとき

(3) 実施事項

ア 気象庁や県等からの情報収集

イ 大規模噴火に備えた人員や資機材等の確保など、応急対策実施に向けた事前の準備

ウ 区民等への広報

(4) 廃止基準

ア 富士山の噴火警戒レベル2～1が発表された場合

イ 火山の噴火現象による区域内への降灰等による影響がないと認められたとき

ウ 区災害対策本部等の対応組織が設置されたとき

2 災害対策警戒本部

(1) 区警戒本部長

区危機管理責任者（副区長）

(2) 設置基準

- ア 市警戒本部が設置されたとき
- イ その他、区長が必要と認めたとき

(3) 設置手続

第3部 第3章 第2節3 に定めるところによる

(4) 主な実施事項

- ア 気象庁が発表する「噴火に関する火山観測報」等の災害に関する情報の収集
- イ 職員配備状況の報告と把握
- ウ 被害等の情報収集と報告
- エ 区域内の巡回警戒
- オ 区民への注意喚起等の広報
- カ その他災害応急対策を実施するうえ上で必要な措置

(5) 旭土木事務所、水道局地域サービスセンター三ツ境水道事務所、資源循環局旭事務所及び旭消防署の対応

- ア 旭土木事務所、水道局地域サービスセンター三ツ境水道事務所、資源循環局旭事務所及び旭消防署は、情報連絡担当を設置します。
- イ 旭土木事務所、水道局地域サービスセンター三ツ境水道事務所、資源循環局旭事務所及び旭消防署等は、所管する局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先します。

(6) 廃止基準

- ア 富士山の噴火警戒レベル3～1が発表され、特に被害等がない場合
- イ 火山の噴火現象による区域内への新たな被害等が発生するおそれが解消したと認められるとき
- ウ 区災害対策本部が設置されたとき。※ 区警戒本部の設置手続きは、第3部 第3章 第2節6に定めるところによります。
 - ※ 区警戒本部設置時、旭土木事務所、水道局三ツ境水道事務所、資源循環局旭事務所及び旭消防署は、情報連絡担当を設置し、所管する局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先します。

(7) 区警戒本部の事務分掌

区警戒 本部長	担当別任務分担	
区危機管理責任者（副区長）	<p>区警戒副本部長（総務課長）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区警戒本部長の補佐に関する事 2 関係機関との連絡調整に関する事 <p>情報連絡責任者（総務課長兼務）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の統括に関する事 2 市警戒本部等との連絡、調整に関する事 3 区警戒本部長命令の伝達に関する事 	
	<p>庶務担当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区警戒本部の運営に関する統括事務に関する事 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議等の運営 ・ その他 2 職員の配備・動員の伝達に関する事 3 災害記録に関する事 4 車両等資機材の確保や配置等に関する事 5 避難指示等の発令及び実施に関する事 6 避難場所（福祉避難所等を含む。）の開設及び運営に関する事 7 区内関係機関への応援要請等に関する事 8 他の担当の所管に属さない事 	
	<p>情報収集担当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報等の収集伝達に関する事 2 気象情報、噴火警報及び噴火予報等の受伝達に関する事 3 避難情報等の集約や伝達に関する事 4 住民情報の受付に関する事 5 その他情報の集約に関する事 6 通信機器の点検及び確保に関する事 	<p>調査担当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 巡回班の編成と災害警戒区域等の巡回・広報に関する事 2 現地被害情報の調査と情報収集担当等への速報に関する事 3 避難情報等の調査に関する事
	<p>土木事務所、水道局地域サービスセンター及び資源循環局事務所</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報連絡担当の設置と区警戒本部事務局との相互連携に関する事 2 被害情報・活動情報等の区警戒本部事務局への提供に関する事 	
	<p>消防署</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報連絡担当の設置と区警戒本部事務局との相互連携に関する事 2 区警戒本部事務局への初期情報の提供に関する事 3 被害情報・活動情報等の区警戒本部事務局への提供に関する事 	
<p>健康対策担当（福祉保健センター）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 火山灰による健康被害についての相談に関する事 2 火山灰の健康被害対策等の周知・広報に関する事 		

3 区災害対策本部

区長は、次のとおり区役所に区災害対策本部を設置します。

(1) 設置基準

ア 市本部が設置されたとき

イ 区域に多量の火山灰の降灰が予測されたとき、又は、多量の降灰が認められたとき

ウ その他、区長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

区本部長は、次の場合に区本部を廃止することができる。この場合において、区本部長は、市本部が設置されている間にあっては、あらかじめ、市本部長の承認を得なければなりません。

ア 富士山の「噴火警戒レベル4（避難準備）」以下が発表され、又は、他の火山において噴火現象が終息した場合で、区域において新たな被害が発生するおそれが消したと認められ、かつ、災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき

イ その他、区警戒本部等に縮小することが適切であると認められるとき

(3) 設置手続等

設置及び廃止の手続等については、第3部 第3章 第3節2及び3に定めるところによります。

(4) 組織・運営

第3部 第3章 第4節 1に定めるところによります。

(5) 区本部の組織及び事務分掌

次の事項のほか、第3部 第3章 第4節 4に準じます。

情報班	1 気象情報、噴火警報、噴火予報等の受伝達に関すること。
衛生班	1 火山灰による健康被害についての相談に関すること。 2 火山灰の健康被害対策等の周知・広報に関すること。

4 職員の配備・動員

次の事項のほか、第3部 第4章に定めるところによります。

(1) 配備体制

火山災害発生時の配備基準は、区警戒本部にあっては、1又は2号配備、区本部にあっては、3号配備を目安とします。

(2) 通常業務の継続

原則として、窓口業務は可能な限り継続し、市民生活に過度の制限をかけないよう留意します。

第2節 庁舎等の保全・機能確保

1 庁舎等

降灰が予測された場合は、直ちに、窓を閉める、出入口を限定する、全館空調換気システム（セントラル空調）等を運転停止し、吸排気口を保護するなど、火山灰の建物内への侵入防止措置を実施します。また、停電に備え、非常用電源の確保、非常用発動発電機への火山灰侵入防止措置などについても実施します。

2 車両

降灰が予測された場合、不要不急の車両の使用を控え、運行中であれば、速やかに帰庁し、可能な限り地下駐車場などの屋内への移動を実施します。また、必要に応じ、吸気への火山灰侵入防止措置などについても実施します。

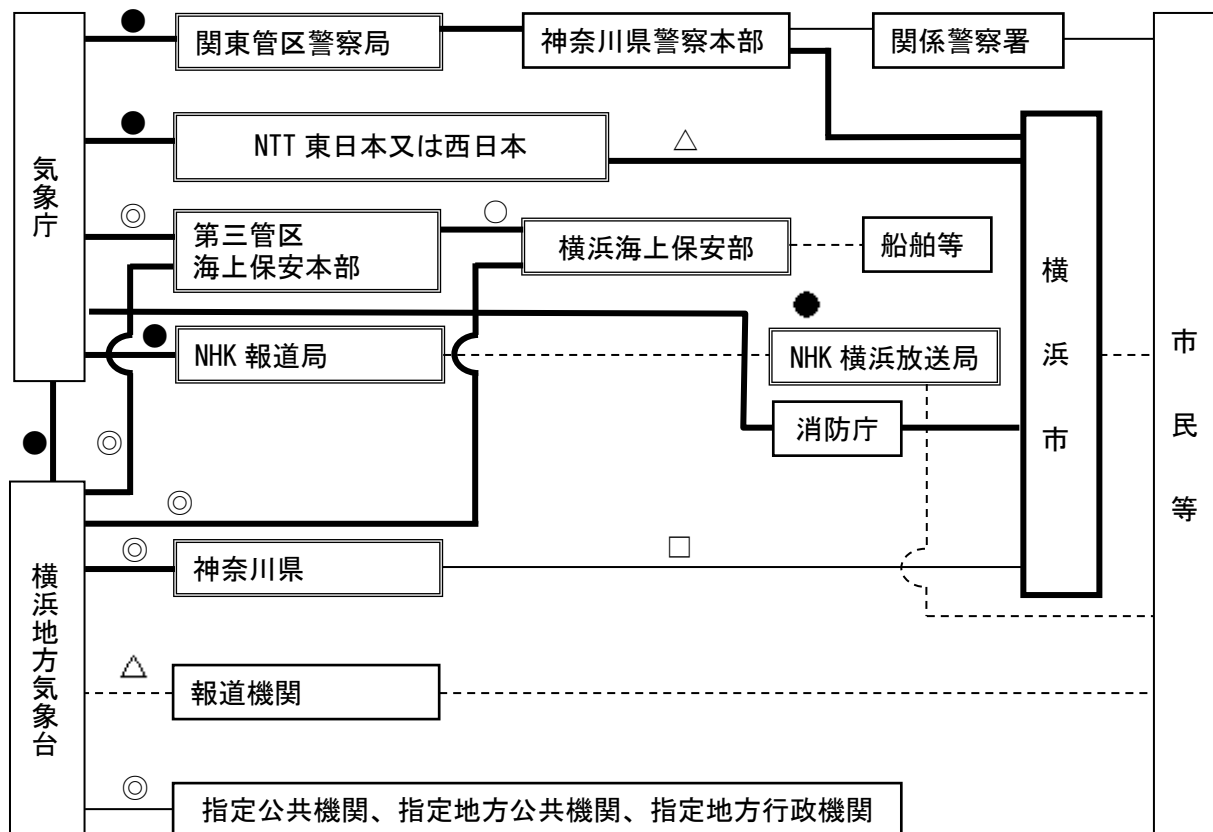
第3節 情報の収集・伝達

降灰による被害に対し、円滑に災害応急対策を実施するためには、噴火に関する情報、降灰やその被害等の状況を的確かつ迅速に把握することが必要であり、そのため、情報受伝達体制及び被害情報等の把握、広報等の要領については、次のとおりとします。

1 噴火警報等の通報及び伝達体制

噴火警報等の通報及び伝達系統は、次のとおりとします。

《噴火警報等の伝達系統図》

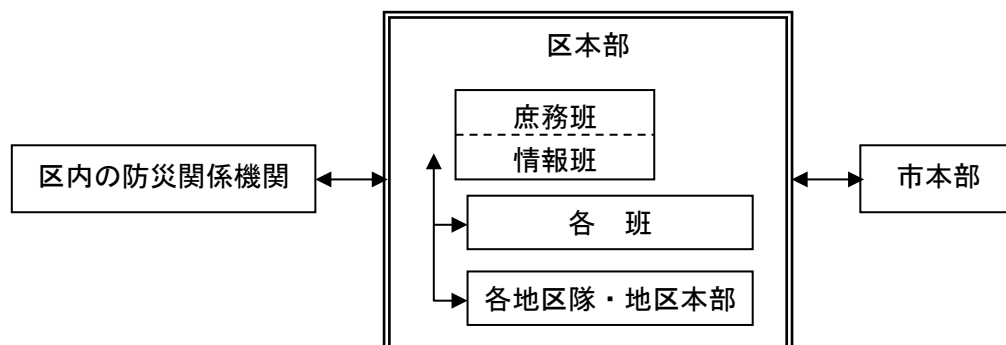


凡例

—— 法令(気象業務法等)による通知系統	● オンライン
----- 法令(気象業務法等)による公衆への周知依頼及び周知系統	◎ 防災情報提供システム(専用線)
—— 地域防災計画、行政協定その他による伝達系統	○ 専用電話・FAX
	△ 加入電話・FAX
	□ 県防災行政通信網等
	◻ 法令により、気象官署から警報事項を受領する機関

2 情報受伝達体制

区本部設置時の情報受伝達体制は次のとおりとします。



3 降灰状況等の報告

(1) 報告事項

降灰に関する調査報告にあたっては、次の事項を基本とします。

なお、報告にあたっては、可能な範囲で写真等の添付についても配慮します。

- ア 降灰の有無・堆積の状況
- イ 降灰の程度(層厚等)
- ウ 被害等の状況
- エ 降灰時間
- オ 構成粒子の大きさ・特徴等

(2) 報告要領

区本部は、市内の降灰等の状況について、危機管理システム等により、市本部等に報告します。

(3) 被害情報等の受伝達

ア 災害情報の受伝達

区長(区本部長)は、土木事務所地区隊や消防地区本部、市民、警察署等から災害情報の通報を受けたときは、災害情報を記録の上、避難・救助等につながる情報は随時ホットラインで市長(市本部長)に報告します。

イ 被害情報の受伝達

(ア) 危機管理システムへの入力

被害情報の報告にあたっては、危機管理システムの「被害情報」、「被害速報」入力により行います。

なお、被害の状況が明確でない場合であっても、把握した内容を迅速に入力します。

(イ) 危機管理システム障害時の報告

危機管理システムに障害があったときは、「被害速報様式」により区内の被害情報を速報するとともに、各種報告様式により無線ファクシミリ又は有線ファクシミリで報告します。

4 活動情報及び応援要請の受伝達

(1) 区本部等運営状況の受伝達

区長は、区警戒本部又は区本部を設置したときは、危機管理システムの「本部運営状況」により、設置日時、配備人員を入力します。

なお、危機管理システムの障害時にあっては、「電子メール」又は「無線ファクシミリ」、「無線ホットライン」により速やかに報告します。

(2) 区本部の活動報告

区本部の各班長は、各班の活動状況を区本部長に報告します。

(3) 区等への応援体制

ア 区本部長は、区本部の要員が不足し、災害応急対策に支障が生じるおそれがあるときは、市本部長に対し、他の区本部又は各局からの職員派遣を要請します。

イ 市本部からの派遣要請があり、かつ、区内の被害が少ない場合は、派遣可能な最大限の職員を被害の多い区に一定期間派遣します。

5 広報活動

被害の拡大防止、市民生活の早期安定を図るため、第3部 第5章 第9節に定めるほか、次の事項についても積極的に広報を行う。広報手段については、同節2を準用します。

(1) 火山灰の特性及び注意事項

(2) 降灰による健康被害防止に関すること

(3) 噴火警戒レベルに応じた噴火の状況及び安全情報等の提供

(4) 除灰に関する事項等

第4節 避難

区は、大量の降灰により、建物等の倒壊、土石流、河川の氾濫等の危険性があると判断した場合は、第3部 第8章に定めるとおり、直ちに、警戒区域の設定、避難指示の発令等の避難に関する措置を実施します。

特に、避難等の判断にあたっては、層厚30cm以上の降灰で降雨があった場合は、木造建物が全壊するおそれがあることや、10cm以上で土石流が発生するおそれがあることなどに留意します。

第5節 救援・救護・区民生活の安定

1 宅地等の降灰対策

宅地等における降灰の除去、障害の軽減については、原則として、それぞれを所有、管理等を行う者が実施します。

(1) 宅地等の降灰については、住民自らその除去を行い、除去した降灰は、市が指定する「宅地内降灰指定置場」に集積し、市又は収集請負業者等がこれを収集します。

(2) 除灰作業に当たっては、道路の側溝等の詰まりを防ぐため、火山灰を側溝等に流さないよう留意します。

2 健康被害への対策

(1) 健康被害対策の基本

次の事項について、市民等に対し広報を実施します。

ア マスク（マスクがない場合は、濡らしたハンカチ等）とゴーグル（ゴーグルがない場合は普通の眼鏡）を着用し、眼と呼吸器を保護します。

イ 外出をなるべく控え、帰宅時は、うがい、手洗い、洗顔等を行います。

ウ 火山灰が、眼に入った場合は、決してこすらず、流水で洗い流す。また、降灰時は、コンタクトレンズの装用を控えます。

エ 特に、呼吸器系の基礎疾患がある人は、気管支炎等の症状悪化の恐れがあるため、外出を極力控えます。

(2) 除灰作業従事者等の保護

市職員及び事業者等で、除灰作業に従事する者は、火山灰に長時間暴露することとなるため、作業中はマスク等の保護具を着用します。また、作業の責任者は、交代要員の確保についても配慮します。

第6節 火山灰の収集及び処分等

1 火山灰の収集及び運搬

(1) 火山灰の収集、市が指定する集積場所等までの運搬は、原則として、土地の所有者又は管理者が行うものとします。

なお、集積場所等への運搬開始の時期については、市が道路除灰状況等を勘案し指示します。

(2) 市は、収集した火山灰を一時的に保管するため、市、国、県等が所有する遊休地、公園等の土地を関係者等と調整し、仮置き場として確保します。

なお、仮置き場の選定に当たっては、市域の降灰状況等を勘案し、効率的な除灰及び運搬ができるよう指定し、必要に応じて、1次、2次仮置き場の指定についても配慮します。

(3) 宅地の降灰については、市が指定する「宅地内降灰指定置場」に集積し、集積された火山灰の仮置き場までの運搬については、市又は収集請負業者等が行うものとします。

(4) 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努めるものとします。

(5) 宅地以外に降った火山灰については、市が指定する仮置き場等に集積することとし、その運搬は各施設等の管理者が行うものとします。

2 火山灰の処分・最終処分場の確保

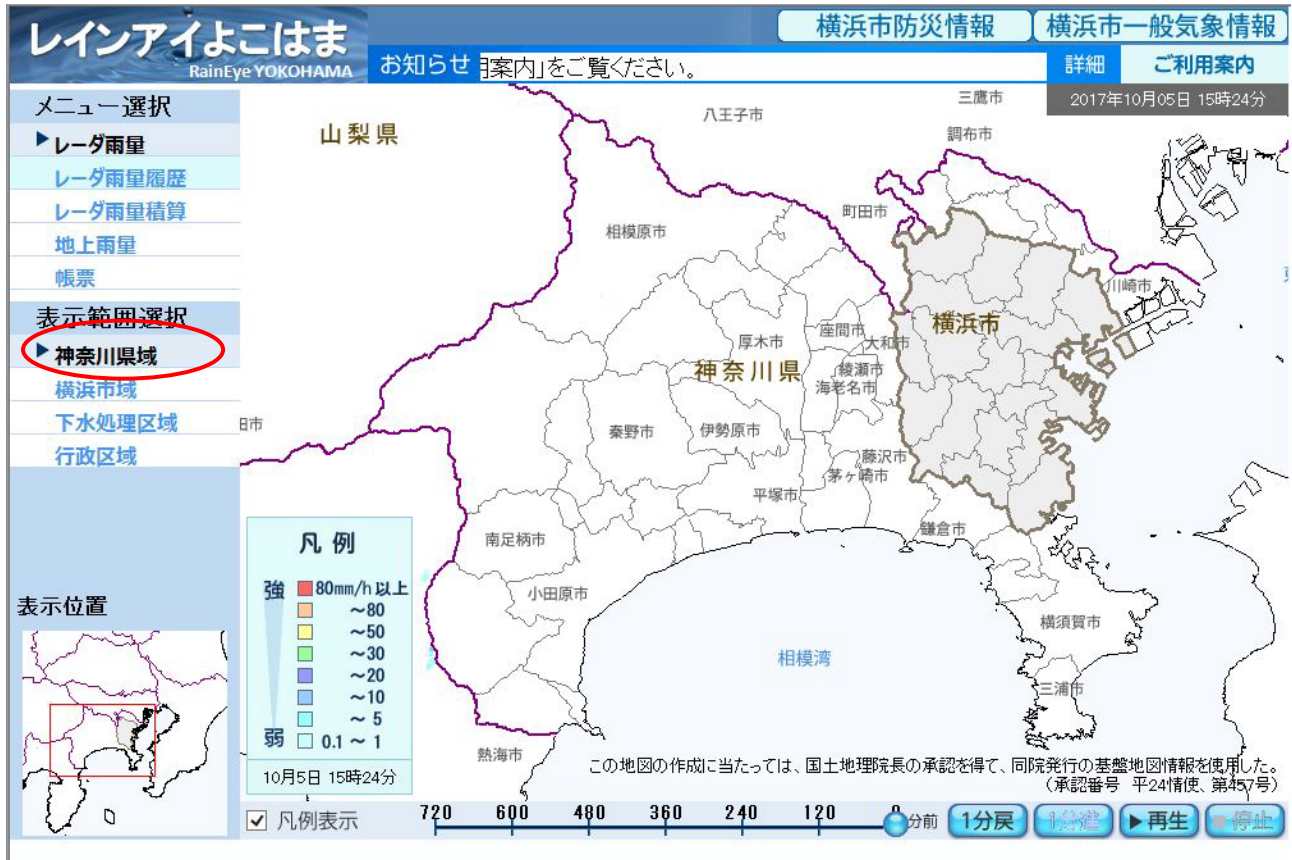
- (1) 火山灰の処分方法については、関係機関との検討などを踏まえ、今後詳細に定めます。
- (2) 市は、処分場について、市内での選定を行うとともに、広域的な処分についても、国や県との協議を進めていくものとします。
- (3) 火山灰の海洋投棄については、必要な法整備を行うよう、国に働きかけていきます。

第 6 部：関連資料

- 資料 1 . . . 環境創造局雨量監視システム（レインアイよこはま）
- 資料 2 . . . 横浜市水防災システム（河川水位情報等の提供）
- 資料 3 . . . 消防局雨量情報
- 資料 4 . . . 帷子川大栗橋WEBカメラ
- 資料 5 . . . 防災スピーカー設置場所（旭区）
- 資料 6 . . . 指定避難所（地域防災拠点）
- 資料 7 . . . 福祉避難所
- 資料 8 . . . 帰宅困難者一時滞在施設

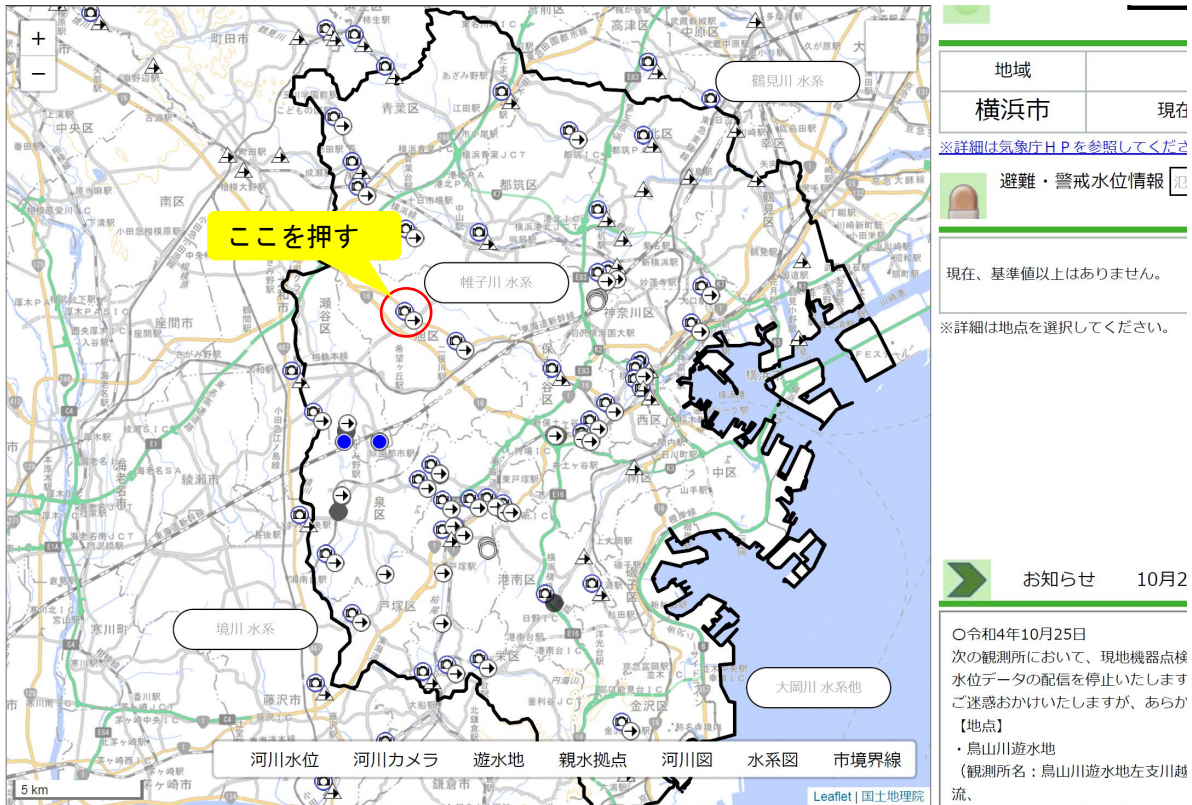
資料 1 環境創造局雨量監視システム（レインアイよこはま）

http://raineye.city.yokohama.lg.jp/pweb/



資料2 横浜市水防災システム（河川水位情報等の提供）

<https://mizubousai.city.yokohama.lg.jp/index.html>



御殿橋

水系名 : 帷子川水系
 河川名 : 帷子川
 所在地 : 横浜市旭区下川井町15
 天端の高さ : 370 cm

現在値表示 24時間表示

現在の映像表示



過去3時間前



1時間前の



2時間前の



資料 3 消防局雨量情報

https://bousai.city.yokohama.lg.jp/k_pub_vf_jwafirerain



資料4 帷子川大栗橋WEBカメラ

<http://www.mizu-miru.net/asahiku/disp.cgi?id=ookuri>

水ミル(mizu-miru) 防災カメラシステム

場所：旭区 大栗橋

更新時刻：2017年10月5日 15時29分



過去の画像



画像は約10分間隔で更新されます。
新しい画像を見る場合はブラウザの更新ボタンをクリックしてください。
各画像をクリックすると拡大して表示します。

※ブラウザの設定によっては、クリックしても画像が見られないことがあります。その場合、右クリックで一度画像を保存するなどして閲覧するようお願いいたします。

防災情報関連リンク

- [レーダー・ナウキャスト\(気象庁\)](#)
- [防災情報提供センター\(国土交通省\)](#)

お問い合わせ先

この横浜市旭区 防災カメラシステムについてのお問い合わせは横浜市旭区役所 総務課防災担当まで

横浜市旭区役所 総務課防災担当

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12

電話：045-954-6007

URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/asahi/> (横浜市旭区ホームページ)

| [水ミル \(Mizu-Miru\) 防災カメラシステムとは?](#) |

資料5 防災スピーカー設置場所（旭区）

	設置場所		設置場所
1	旭区役所	7	左近山特別支援学校
2	さちが丘小学校	8	本宿中学校
3	さちが丘消防出張所	9	上川井小学校
4	白根小学校	10	都岡消防出張所
5	東希望が丘小学校	11	若葉台小学校
6	二俣川小学校		

資料6 指定避難所（地域防災拠点）

	施設名	所在地
1	鶴ヶ峯小学校	鶴ヶ峰 1-42
2	不動丸小学校	白根 3-33-1
3	白根小学校	中白根 1-9-1
4	上白根小学校	上白根 2-45-1
5	四季の森小学校	上白根町 901
6	今宿小学校	今宿東町 829
7	今宿南小学校	今宿南町 1879-2
8	都岡小学校	都岡町 4-8
9	川井小学校	川井宿町 32-2
10	上川井小学校	上川井町 2913
11	横浜わかば学園 (若葉台特別支援学校)	若葉台 2-1-1
12	若葉台小学校	若葉台 2-14-1
13	旧若葉台西中学校	若葉台 4-34-1
14	笹野台小学校	笹野台 4-48-1
15	東希望が丘小学校	東希望が丘 155
16	希望ヶ丘小学校	中希望が丘 124
17	善部小学校	善部町 4-1
18	さちが丘小学校	さちが丘 110-1
19	中尾小学校	中尾 1-8-1
20	中沢小学校	中沢 3-25-1
21	二俣川小学校	二俣川 1-33
22	万騎が原小学校	大池町 66
23	南本宿小学校	南本宿町 79
24	本宿小学校	本宿町 16
25	左近山小学校	左近山 1997-2
26	左近山中学校	左近山 1335-2
27	左近山特別支援学校	左近山 1011
28	市沢小学校	市沢町 781
29	上白根中学校	上白根町 868
30	鶴ヶ峯中学校	鶴ヶ峰本町 3-28-1
31	今宿中学校	今宿東町 825
32	旭北中学校	上白根 2-47-1
33	旭中学校	今宿 2-40-1
34	南希望が丘中学校	南希望が丘 108-8
35	万騎が原中学校	万騎が原 31
36	本宿中学校	川島町 1979
37	新井中学校	保土ヶ谷区新井町 43-7

資料7 福祉避難所

■ 地域ケアプラザ

	施設名	所在地
1	今宿地域ケアプラザ	今宿町 2647-2
2	鶴ヶ峰地域ケアプラザ	鶴ヶ峰 1-38-3
3	ひかりが丘地域ケアプラザ	上白根町 807-2
4	左近山地域ケアプラザ	左近山 1186-2
5	川井地域ケアプラザ	川井本町 57-8
6	万騎が原地域ケアプラザ	万騎が原 4
7	若葉台地域ケアプラザ	若葉台 4-16-1
8	南希望が丘地域ケアプラザ	南希望が丘 72-3
9	今宿西地域ケアプラザ	今宿西 410-1
10	上白根地域ケアプラザ	上白根町 112
11	笹野台地域ケアプラザ	笹野台 2-32-1
12	白根地域ケアプラザ	白根 2-3-18 パール横浜白根ビル 2階
13	二俣川地域ケアプラザ	二俣川 2-50-14

■ 特別養護老人ホーム

	施設名	所在地
1	椿寿	上白根町 729-4
2	旭ホーム	川井本町 154-6
3	今宿ホーム	今宿 5-1
4	シャローム横浜	上川井町 1988
5	さくら苑	下川井町 360
6	グリーンサイド清盛	万騎が原 4
7	あだちホーム	上川井町 2287
8	弥生苑	上川井町 1241-1
9	富士見園	南本宿町 125-1
10	グリーンライフ	中白根 3-31-11
11	水の郷	上川井町 3059
12	サニーヒル横浜	上川井町 426
13	かわいの家	川井宿町 69-1
14	ヴィラ桜が丘	上白根町 1436-10
15	ヴィラ横浜	上白根町 1437-1
16	今川の郷	今川町 36-1
17	ヴィラ南本宿	南本宿町 109-1
18	陽光苑	今宿 1-66-26

■ 介護老人保健施設

	施設名	所在地
1	四季の森	上白根町 778-1
2	ハートケア左近山	市沢町 971-1
3	グリーンリーブス赤枝	上川井町 2694-7
4	希望の森	上川井町 2968-2
5	リハセンターさわやか	白根町 932-1
6	ケアホーム横浜	上白根町 1436-1
7	けいあいの郷今宿	今宿東町 525-2
8	シオンよこはま	川井宿町 168-1
9	老健リハビリ よこはま	金が谷 614-3
10	ほほえみの郷横浜	下川井町 220-1

■ 老人福祉センター

	施設名	所在地
1	福寿荘	白根 2-33-2

■ ケアハウス

	施設名	所在地
1	シャローム桜山	上川井町 1988
2	グリーンヴィラ富士見	南本宿町 125-1
3	上白根園	上白根 2-64-20

■ 障害者支援施設

	施設名	所在地
1	障害者支援施設しらねの里	上白根町 1092
2	光の丘	白根 7-10-6
3	偕恵	上白根町 783
4	ホルツハウゼ	金が谷 550
5	ぽっとぽっと	鶴ヶ峰 2-1-16

■ 障害者地域活動ホーム

	施設名	所在地
1	連	柏町 59-2
2	障害者地域活動ホームあさひ	白根 4-6-3
3	障害者地域活動ホームふたまたがわ	本村町 17-18

■ 障害福祉サービス事業所

	施 設 名	所 在 地
1	障害福祉サービス事業所麦の丘	白根 6-69-14
2	障害福祉サービス事業所社会就労センターしらね	白根 7-10-6
3	障害福祉サービス事業所社会就労センターのぞみ	鶴ヶ峰本庁 1-35-5
4	辻のあかり	上白根 1-8-25
5	障害者福祉サービス事業所自立サポートセンター歩	白根 7-31-7
6	第一空とぶくじら社	市沢町 557-3
7	第二空とぶくじら社	市沢町 557-3
8	偕恵シグナル	上白根町 783

■ 児童養護施設

	施 設 名	所 在 地
1	旭児童ホーム	上白根町 914-7
2	ポート金が谷	金が谷 550

■ 障害児施設

	施 設 名	所 在 地
1	横浜療育医療センター	市沢町 557-2
2	白根学園 ぶどうの実	白根 7-10-6
3	くるみ学園	金が谷 550

資料 8 帰宅困難者一時滞在施設

	区 分		施 設 名 称
1	鉄道 (相鉄線)	鶴ヶ峰駅	白根地区センター
2		二俣川駅	サンハート (区民文化センター)
3			坂本祭典 二俣川斎場 (民間施設)
4			グレースシアタワー二俣川 (民間施設)
5			コプレ二俣川 (民間施設)
6		希望ヶ丘駅	希望が丘地区センター
7	幹線道路	環状 2 号線	市沢地区センター
8		国道 16 号線	都岡地区センター
9			鶴ヶ峰コミュニティハウス
10			坂本祭典 西谷斎場 (民間施設)
11		中原街道	上白根コミュニティハウス

【参考】旭区防災計画「風水害等対策編」の策定及び修正等の状況

年 月	状 況	摘 要
平成 29 年 12 月	平成 25 年度横浜市防災計画「風水害等対策編」第 17 次修正に合わせ策定	新規策定
令和元年 12 月	平成 30 年度横浜市防災計画「風水害等対策編」第 20 次修正に合わせ修正	一部修正
令和 5 年 3 月	令和 4 年度横浜市防災計画「風水害等対策編」第 23 次修正に合わせ修正	一部修正

旭区防災計画「風水害等対策編」
発行：横浜市旭区役所総務課
〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰 1-4-12
発行年月：令和5年3月
【問い合わせ】
TEL：045-954-6007
FAX：045-951-3401
Eメール：as-anzen@city.yokohama.jp